

平成27年10月

**第189回国会（常会）
通過議案要旨集
（速報版）**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、平成27年9月27日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第189回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第189回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	9
	○参法	14
	○予算	16
	○条約	17
	○承認	18
	○承諾	19
	○決算・国有財産等	20
	○決議案	21
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	23
	○総務委員会	37
	○法務委員会	47
	○外務委員会	52
	○財務金融委員会	67
	○文部科学委員会	72
	○厚生労働委員会	82
	○農林水産委員会	91
	○経済産業委員会	102
	○国土交通委員会	118
	○環境委員会	131
	○安全保障委員会	140
	○予算委員会	143
	○決算行政監視委員会	158
	○災害対策特別委員会	159
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	161
	○沖縄及び北方問題に関する特別委員会	164
	○東日本大震災復興特別委員会	165
	○地方創生に関する特別委員会	167
	○我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会	170
IV	決議案	
	○本会議	173
	○委員会決議	174
V	通過議案概要一覧	179
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	201

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
自由民主党	自民
民主党・無所属クラブ	民主
維新の党	維新
公明党	公明
日本共産党	共産
次世代の党	次世代
生活の党と山本太郎となかまたち	生活
社会民主党・市民連合	社民
無所属	無

I 第189回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成27年1月26日から9月27日までの245日間

2 議案件数

閣 法	75件（成立 66件、継続 6件、参議院継続 3件）
衆 法	50件（成立 9件、継続 23件、審査未了 10件、 否決 4件、撤回 2件、参議院継続 2件）
参 法	26件（成立 3件、議決不要となったもの 1件、 参議院継続 3件、参議院審査未了 9件、 参議院未付託未了 9件、参議院撤回 1件）
予 算	9件（成立 9件）
条 約	15件（承認 12件、継続 3件）
承認を求めるの件	4件（承認 4件）
承諾を求めるの件	5件（承諾 3件、継続 2件）
決 算 等	9件（継続 7件、審査未了 2件）
決 議 案	
本 会 議	2件（可決 1件、否決 1件）
委 員 会	3件（総務委員会、文部科学委員会 2件）

Ⅱ 第189回国会（常会）議案審査経過

〔閣法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
189	地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	総務	1/29	1/30	可決		1/30	可決	2/3	可決	2/3	可決	2/12 (1)
189	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	震災復興	3/25	4/2	可決	有	4/7	可決	4/22	可決	4/24	可決	5/7 (20)
189	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	財務金融	2/26	3/13	可決	有	3/13	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (9)
189	関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	財務金融	3/10	3/13	可決	有	3/13	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (10)
189	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	総務	2/26	3/13	可決		3/13	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (2)
189	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	総務	2/26	3/13	可決		3/13	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (3)
189	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	法務	3/26	4/1	可決		4/7	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/7 (19)
189	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出第8号)	内閣	5/22	6/3	修正	有	6/4	修正	8/25	可決	8/28	可決	9/4 (64)
189	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	沖縄北方	3/18	3/20	可決		3/24	可決	3/27	可決	3/30	可決	3/31 (5)
189	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第10号)	総務	3/18	3/20	可決		3/24 4/17	可決 同意	4/14	修正	4/17	修正	4/24 (15)
189	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	外務	3/24	3/27	可決		3/30 4/14	可決 同意	4/7	修正	4/9	修正	4/22 (13)
189	緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(内閣提出第12号)	外務	3/31	4/8	可決		4/14	可決	5/7	可決	5/13	可決	5/20 (24)
189	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	財務金融	3/31	4/10	可決	有	4/14	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (23)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	文部科学省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号)	文部科学	4/14	4/17	可決	有	4/21	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (21)
189	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(内閣提出第15号)	文部科学	4/17	4/24	可決	有	4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (33)
189	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(内閣提出第16号)	文部科学	4/17	4/24	可決		4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (34)
189	株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	経済産業	3/26	4/8	可決	有	4/14	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (29)
189	水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	国土交通	4/13	4/17	可決		4/21	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (22)
189	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	国土交通	4/17	4/22	可決	有	4/23	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (28)
189	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(内閣提出第20号)	安全保障	3/25	4/2	可決	有	4/7	可決	4/21	可決	4/22	可決	4/30 (16)
189	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	法 務	4/13	4/17	可決		4/21	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (25)
189	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	厚生労働	3/13	3/20	可決		3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (11)
189	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第23号)	厚生労働	3/26	4/7	可決		4/14	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/7 (17)
189	農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	農林水産	5/12	5/14	可決	有	5/15	可決	5/21	可決	5/22	可決	5/29 (30)
189	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	国土交通	5/7	5/15	可決	有	5/19	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (36)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)	内閣	5/21	5/27	可決	有	5/29	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (45)
189	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出第27号)	総務	5/15	5/21	可決	有	5/22	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (35)
189	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)	厚生労働	4/14	4/24	修正	有	4/28	修正	5/26	可決	5/27	可決	5/29 (31)
189	電気事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第29号)	経済産業	4/16	5/20	可決	有	5/21	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (47)
189	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出第30号)	法務	9/3					閉会中 審査					
189	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	法務	9/24					閉会中 審査					
189	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第32号)	農林水産	8/25	9/2	可決	有	9/3	可決	9/10	可決	9/11	可決	9/18 (70)
189	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第33号)	安全保障	4/17	5/14	可決	有	5/15	可決	6/9	可決	6/10	可決	6/17 (39)
189	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	内閣	4/23	5/20	可決	有	5/21 9/3	可決 同意	8/27	修正	8/28	修正	9/9 (65)
189	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)	文部科学	6/2	6/5	可決		6/11	可決	6/30	可決	7/1	可決	7/8 (51)
189	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出第36号)	環境	4/22	5/22	可決	有	5/26	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (42)
189	大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)	環境	4/22	5/22	可決	有	5/26	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (41)
189	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)(参議院送付)	内閣	6/4	6/10	可決	有	6/11	可決	4/16	可決	4/17	可決	6/17 (40)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	文部科学	5/12	5/15	可決		5/19	可決	4/21	可決	4/22	可決	5/27 (27)
189	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）	経済産業	6/17	7/1	可決	有	7/7	可決	4/23	可決	4/24	可決	7/15 (57)
189	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	法 務	4/20	5/15	修正	有	5/19	修正	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (37)
189	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	法 務	5/19	8/5	修正	有	8/7	修正				閉会中 審査	
189	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	厚生労働	5/12	6/19	可決		6/19 9/11	可決 同意	9/8	修正	9/9	修正	9/18 (73)
189	特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	経済産業	5/20	5/29	可決	有	6/2	可決	7/2	可決	7/3	可決	7/10 (55)
189	不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	経済産業	6/2	6/10	可決	有	6/11	可決	7/2	可決	7/3	可決	7/10 (54)
189	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	国土交通	5/19	5/22	可決		5/26	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (44)
189	競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	農林水産	4/21	4/23	可決	有	4/24	可決	4/16	可決	4/17	可決	5/7 (18)
189	独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）	国土交通	6/8	6/16	可決	有	6/19	可決	4/16	可決	4/17	可決	6/26 (48)
189	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	文部科学	5/19	5/29	可決	有	6/2	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (46)
189	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）	厚生労働	8/28	9/4	可決		9/11	可決	4/16	可決	4/17	可決	9/18 (72)
189	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）	地方創生	4/24	5/29	可決		6/2	可決	6/17	可決	6/19	可決	6/26 (50)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	経済産業	6/10	6/19	可決	有	6/30	可決	7/9	可決	7/10	可決	7/17 (59)
189	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)	地方創生	4/24	5/29	可決		6/2	可決	6/17	可決	6/19	可決	6/26 (49)
189	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)	内閣	6/16	7/3	可決	有	7/7	可決	9/3	可決	9/4	可決	9/11 (66)
189	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	内閣	8/6	9/2	可決	有	9/3	可決	9/10	可決	9/11	可決	9/18 (71)
189	金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)	財務金融	5/11	5/15	可決	有	5/19	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (32)
189	総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	法務	9/24					閉会中 審査					
189	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出第58号)	国土交通	5/28	6/3	可決	有	6/4	可決	6/30	可決	7/1	可決	7/8 (53)
189	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)	環境	5/26	6/9	可決	有	6/11	可決	7/9	可決	7/10	可決	7/17 (58)
189	矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(内閣提出第60号)(参議院送付)	法務	8/20	8/26	可決	有	8/27	可決	4/16	可決	4/17	可決	9/2 (62)
189	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第61号)	経済産業	7/1	7/29	可決	有	7/31	可決	8/6	可決	8/21	可決	8/28 (61)
189	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第62号)	総務	5/15	5/28	可決	有	5/29	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (38)
189	民法の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)	法務	9/24					閉会中 審査					
189	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第64号)	法務	9/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
189	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	地方創生	4/24	5/29	可決		6/2	可決	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (56)
189	電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）	総 務	4/15	4/23	可決	有	4/24	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (26)
189	社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	厚生労働	7/1	7/29	可決	有	7/31	可決				閉会中 審査	
189	医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	厚生労働	7/28	8/5	可決		8/7	可決	9/15	可決	9/16	可決	
189	労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	厚生労働	9/24					閉会中 審査					
189	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）	厚生労働	8/3	8/28	可決	有	9/3	可決				閉会中 審査	
189	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第71号）	農林水産	5/14	6/25	修正	有	6/30	修正	8/27	可決	8/28	可決	9/4 (63)
189	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	平和安全	5/19	7/15	可決		7/16	可決	9/17	可決	9/19	可決	
189	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第73号）	平和安全	5/19	7/15	可決		7/16	可決	9/17	可決	9/19	可決	
189	活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	災害対策	6/3	6/11	可決		6/16	可決	6/19	可決	7/1	可決	7/8 (52)
189	航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	国土交通	8/3	8/26	可決	有	8/27	可決	9/3	可決	9/4	可決	9/11 (67)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
188	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第1号)	倫理選挙	1/26					閉会中 審査					
188	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第2号)	議院運営	1/26					閉会中 審査					
188	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第3号)	議院運営	1/26					閉会中 審査					
188	租税特別措置法の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第4号)	財務金融	1/26					閉会中 審査					
189	政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、衆法第1号)	倫理選挙	4/16					閉会中 審査					
189	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、衆法第2号)	議院運営	9/24					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、衆法第3号)	倫理選挙	4/16					閉会中 審査					
189	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提出、衆法第4号)	財務金融	3/3	3/13	否決		3/13	否決					
189	公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出、衆法第5号)	倫理選挙	5/26	6/2	可決		6/4	可決	6/15	可決	6/17	可決	6/19 (43)
189	山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第6号)	審査省略					3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (7)
189	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第7号)	審査省略					3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (8)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第8号)	審査省略					3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (4)
189	半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第9号)	審査省略					3/24	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (6)
189	放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外2名提出、衆法第10号)	総務	9/24					閉会中 審査					
189	琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(田島一成君外2名提出、衆法第11号)				9/1 撤回								
189	独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第12号)	審査省略					3/30	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (12)
189	農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外5名提出、衆法第13号)	農林水産	5/20					閉会中 審査					
189	農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外5名提出、衆法第14号)	農林水産	5/20					閉会中 審査					
189	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外5名提出、衆法第15号)	農林水産	5/20					閉会中 審査					
189	環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外5名提出、衆法第16号)	農林水産	5/20					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出、衆法第17号)	倫理選挙	4/16					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外3名提出、衆法第18号)	倫理選挙	4/16					閉会中 審査					
189	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外3名提出、衆法第19号)	内閣	9/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外9名提出、衆法第20号)	内閣	9/24					閉会中 審査					
189	農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本周平君外3名提出、衆法第21号)	農林水産	5/14	6/25	否決		6/30	否決					
189	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外5名提出、衆法第22号)	厚生労働	5/26	6/19	修正		6/19	修正	9/8	可決	9/9	可決	9/16 (69)
189	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外6名提出、衆法第23号)	倫理選挙	9/24					閉会中 審査					
189	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案(古屋圭司君外5名提出、衆法第24号) 上は題名を「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に修正した。	内閣	7/1	7/8	修正		7/9	修正				閉会中 審査	
189	自衛隊法等の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、衆法第25号)	平和安全	7/8	7/15	否決		7/16	否決					
189	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(江田憲司君外4名提出、衆法第26号)	平和安全	7/8	7/15	否決		7/16	否決					
189	領域等の警備に関する法律案(大島敦君外8名提出、衆法第27号)	平和安全	7/8		審査 未了								
189	公認心理師法案(河村建夫君外6名提出、衆法第28号)				9/2 撤回								
189	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(奥野総一郎君外2名提出、衆法第29号)	経済産業	9/24		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要君外3名提出、衆法第30号）	環 境	9/24					閉会中 審査					
189	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外6名提出、衆法第31号）	内 閣	9/24					閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外5名提出、衆法第32号）	農林水産	9/24					閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外5名提出、衆法第33号）	農林水産	9/24					閉会中 審査					
189	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文君外3名提出、衆法第34号）	文部科学	9/24					閉会中 審査					
189	琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（環境委員長提出、衆法第35号）	審査省略					9/3	可決	9/15	可決	9/16	可決	
189	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（田島一成君外2名提出、衆法第36号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第37号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	公認心理師法案（文部科学委員長提出、衆法第38号）	審査省略					9/3	可決	9/8	可決	9/9	可決	9/16 (68)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第39号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第40号）	審査省略					9/11	可決				閉会中 審査	
189	公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第41号）	倫理選挙	9/24					閉会中 審査					
189	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第42号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第43号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案（足立康史君提出、衆法第44号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	電気事業法等の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第45号）	経済産業	9/24		審査 未了								
189	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第46号）	経済産業	9/24		審査 未了								

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(井上義行君外2名提出、参法第1号)											審議 未了	
189	臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(川田龍平君提出、参法第2号)											閉会中 審査	
189	法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外9名提出、参法第3号)									審査 未了			
189	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
189	都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出、参法第5号)	農林水産	4/9	4/15	可決		4/16	可決			4/9	可決	4/22 (14)
189	労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君提出、参法第6号)											閉会中 審査	
189	人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(小川敏夫君外6名提出、参法第7号)											閉会中 審査	
189	民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外7名提出、参法第8号)											審議 未了	
189	家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案(和田政宗君提出、参法第9号)											審議 未了	
189	公職選挙法の一部を改正する法律案(羽田雄一郎君外5名提出、参法第10号)									7/23 撤回			
189	公職選挙法の一部を改正する法律案(溝手顕正君外9名提出、参法第11号)	倫理選挙	7/27	7/28	可決		7/28	可決	審査 省略		7/24	可決	8/5 (60)
189	公職選挙法の一部を改正する法律案(羽田雄一郎君外5名提出、参法第12号)								審査 省略		7/24	議決 不要	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外8名提出、参法第13号）											審議 未了	
189	サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（川田龍平君提出、参法第14号）											審議 未了	
189	会社法の一部を改正する法律案（大久保勉君外11名提出、参法第15号）											審議 未了	
189	武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第16号）									審査 未了			
189	在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外1名提出、参法第17号）									審査 未了			
189	合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外1名提出、参法第18号）									審査 未了			
189	国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外1名提出、参法第19号）									審査 未了			
189	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（小野次郎君外1名提出、参法第20号）									審査 未了			
189	民法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名提出、参法第21号）											審議 未了	
189	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外11名提出、参法第22号）	環 境	8/28	9/11	可決	有	9/25	可決	8/27	可決	8/28	可決	
189	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第23号）									審査 未了			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
189	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君提出、参法第24号)								審査 未了				
189	領域等の警備に関する法律案(大野元裕君外7名提出、参法第25号)								審査 未了				
189	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外3名提出、参法第26号)										審議 未了		

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	平成26年度一般会計補正予算(第1号)	予 算	1/26	1/30	可決		1/30	可決	2/3	可決	2/3	可決
189	平成26年度特別会計補正予算(特第1号)	予 算	1/26	1/30	可決		1/30	可決	2/3	可決	2/3	可決
189	平成26年度政府関係機関補正予算(機第1号)	予 算	1/26	1/30	可決		1/30	可決	2/3	可決	2/3	可決
189	平成27年度一般会計予算	予 算	2/12	3/13	可決		3/13	可決	4/9	可決	4/9	可決
189	平成27年度特別会計予算	予 算	2/12	3/13	可決		3/13	可決	4/9	可決	4/9	可決
189	平成27年度政府関係機関予算	予 算	2/12	3/13	可決		3/13	可決	4/9	可決	4/9	可決
189	平成27年度一般会計暫定予算	予 算	3/27	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決
189	平成27年度特別会計暫定予算	予 算	3/27	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決
189	平成27年度政府関係機関暫定予算	予 算	3/27	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	4/16	4/22	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認
189	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	4/16	4/22	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認
189	東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/16	4/22	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認
189	水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/22	5/8	承認		5/12	承認	5/21	承認	5/22	承認
189	特許法条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	5/12	5/20	承認		5/21	承認	6/16	承認	6/17	承認
189	商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	5/12	5/20	承認		5/21	承認	6/16	承認	6/17	承認
189	2007年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/16	4/22	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認
189	投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	5/21	8/28	承認		9/3	承認	9/10	承認	9/11	承認
189	投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	5/21	8/28	承認		9/3	承認	9/10	承認	9/11	承認
189	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	5/21	8/28	承認		9/3	承認	9/10	承認	9/11	承認
189	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	5/21	8/28	承認		9/3	承認	9/10	承認	9/11	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	外 務	5/21	8/28	承認		9/3	承認	9/10	承認	9/11	承認
189	航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	外 務	9/24					閉会中 審査				
189	航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	外 務	9/24					閉会中 審査				
189	刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）	外 務	9/24					閉会中 審査				

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	経済産業	3/19	3/25	承認		3/26	承認	3/31	承認	3/31	承認
189	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	総 務	3/23	3/25	承認		3/26	承認	3/31	承認	3/31	承認
189	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	国土交通	6/18	6/19	承認		6/30	承認	7/2	承認	7/3	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	経済産業	7/28	7/31	承認		8/7	承認	8/27	承認	8/28	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
189	平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	4/23	5/25	承諾		5/26	承諾	6/29	承諾	7/1	承諾
189	平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	4/23	5/25	承諾		5/26	承諾	6/29	承諾	7/1	承諾
189	平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	4/23	5/25	承諾		5/26	承諾	6/29	承諾	7/1	承諾
189	平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	9/24					閉会中 審査				
189	平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	9/24					閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜ 決 算 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/26				閉会中審査	/
	平成24年度特別会計歳入歳出決算							
	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成24年度政府関係機関決算書							
187	平成25年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/26				閉会中審査	
	平成25年度特別会計歳入歳出決算							
	平成25年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成25年度政府関係機関決算書							

＜ 国有財産 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/26				閉会中審査	/
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/26				閉会中審査	
187	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/26				閉会中審査	
187	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/26				閉会中審査	

＜ 国庫債務 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
189	平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	決算行政監視	9/24				閉会中審査	/

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/26		審査未了			/
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/26		審査未了			

[決議案]

<本会議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
189	シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄君外14名提出、決議第1号）	審査省略				2/5	可決
189	安倍内閣不信任決議案（枝野幸男君外4名提出、決議第2号）	審査省略				9/18	否決

<委員会>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議決日
189	地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件	総務	3/13
189	教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件	文部科学	6/3
189	心理専門職の活用の促進に関する件	文部科学	9/2

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則として、第一に、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこと、第二に、女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこと、第三に、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならないことを定めること。
- 二 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。また、都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること。
- 三 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めなければならないこと。
- 四 常時雇用する労働者数が300人を超える一般事業主は、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して、計画期間、定量的に定めた目標、取組内容等を定めた一般事業主行動計画を策定し、公表すること等としなければならない

こと。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良なものであることなどの基準に適合する事業主について、厚生労働大臣がこれを認定することができること。

五 国及び地方公共団体の機関等は、特定事業主としての行動計画を策定し、公表しなければならないこと。

六 常時雇用する労働者数が300人を超える一般事業主並びに国及び地方公共団体の機関等は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこと。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、平成38年3月31日限り、その効力を失うこと。

(修正要旨)

一 女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること。

二 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、女性に対する職種及び雇用形態の変更等の機会の積極的な提供及び活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。

三 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないものとする。

四 一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときに把握する事項として、労働時間の状況を追加すること。

五 一般事業主行動計画を定めた一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならないものとする。

六 特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときに把握する事項として、勤務時間の状況を追加すること。

七 その他所要の規定を整理すること。

(附帯決議)

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進には、男女の別を問わず、家庭生活における活動について自らの役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うことが重要であることに鑑み、そのために必要な環境の整備を行うこと。
- 二 女性の輝く社会の実現において、男女間賃金格差の是正に向けた取組が重要であることから、女性がその職業生活において、意欲をもって能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、公労使により賃金格差の是正に向けた検討を行うこと。また、一般事業主行動計画を策定するに当たっては、「男女の賃金の差異」を省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 三 非正規労働者の7割、かつ雇用者全体の4分の1を非正規労働者の女性が占めていることに鑑み、その待遇改善のために、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条のガイドラインを策定することを速やかに検討するものとする。
- 四 女性の活躍を一層推進する観点から、積極的改善措置について、その実施状況を確認し、必要な措置を講ずるものとする。
- 五 一般事業主行動計画の策定に当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働者に占める正規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女性労働者の割合等について、省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 六 一般事業主行動計画の策定又は変更に当たっては、労使の対話等により労働者のニーズを的確に把握するよう、行動計画策定指針において示すこと。
- 七 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を促進すること。
- 八 特定事業主行動計画の策定に当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等について、内閣府令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 九 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多数を占めることに鑑み、すべての女性の活躍を促進する観点からも、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配

慮すること。

- 十 協議会を組織する関係機関は、必要に応じ、協議会に男女共同参画センター、労働組合、教育訓練機関その他の女性労働者に対し支援を行う団体も構成員として加えるよう検討すること。
- 十一 協議会に学識経験者を加えるに当たっては、その構成員の男女比が特段の理由なく大きく偏ることのないよう配慮すること。
- 十二 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後3年の見直しに併せて、男女雇用機会均等法の改正について検討を進めるものとする。
- 十三 本法の施行に当たっては、その実効性を確保するため、労働者又は企業からの相談等に迅速かつ的確に対応できる体制の強化を図るものとする。
- 十四 社会における女性の活躍は目覚ましいことから、本法の施行後3年の見直しについて、積極的に検討を行うこと。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 キャバレー等の客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、料亭等の客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含めて規制することとする。
- 二 一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けた場合には、特定遊興飲食店営業として深夜においてもその営業を営むことができることとする。
- 三 ダンスホール等の客にダンスをさせる営業を本法による規制から除外することとする。
- 四 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければ

ばならないこととし、許可の基準として人的・物的欠格事由を設けることとする。

五 営業所の構造・設備の維持、照度の規制、騒音及び振動の規制、接客従業者に対する拘束的行為の規制等、特定遊興飲食店営業者等が遵守すべき事項や禁止行為について定めるとともに、これらに違反した場合における公安委員会の行政処分についての規定を整備すること。

六 特定遊興飲食店営業者の団体の届出に関する規定を整備すること。

七 風俗営業者や特定遊興飲食店営業者が深夜にその営業を営む場合に、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないこととすることや苦情の処理に関する帳簿を備え付けなければならないことを義務付けることとすること。

八 風俗営業や特定遊興飲食店営業の営業所が集中している地域等、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域における風俗環境保全協議会の設置に関する規定を整備すること。

九 その他、風俗営業の営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し、ゲームセンターへの年少者の立ち入らせについて条例により制限することのできる事項の拡大等所要の規定を整備すること。

十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 風俗営業及び特定遊興飲食店営業について、営業所の構造や設備等の基準を定めるに当たっては、照度及びその測定方法並びに面積について具体的かつ明確に定め、基準の趣旨や内容について周知を図ること。

二 特定遊興飲食店営業の営業可能な地域の指定に関しては、関係する事業者や地域住民の意見の聴取に配慮し、政令において適切に定めること。

三 本法の施行前から風俗営業や飲食店営業を営む者が、本法に基づく規制について円滑に対応できるようにするため、周知を行い、行政手続法第6条の趣旨に鑑み、速やかに適切な措置を講ずること。

四 特定遊興飲食店営業が少年の健全な育成に障害を及ぼすことがないように、年少者の立ち入らせに関する規制を厳格に運用するとともに、特定遊興飲食店営業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織す

る団体による自主的な取組を支援すること等により、適切な措置を講ずること。

- 五 特定遊興飲食店営業の新設及び風俗営業の営業時間制限の緩和等に伴い、営業所の周囲の風俗環境が大きく変化する可能性があることから、その影響に留意するとともに、風俗環境保全協議会を活用すること等により、良好な風俗環境が保全されるよう努めること。

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、個人に発行される書類に記載された符号等のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報に位置付けるものとする。
- 二 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報の取扱いについての規定を整備するものとする。
- 三 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備するものとする。
- 四 個人情報の第三者提供を受ける際に取得経緯等の確認及び記録の作成等を義務付けるとともに、不正な利益を図る目的により個人情報データベース等の提供をした際の罰則を整備するものとする。
- 五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を根拠とする特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会を設置することとし、その組織や所掌事務等についての規定を整備するものとする。

六 外国にある第三者に個人データを提供する場合についての規定を整備するとともに、外国事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して取得した個人情報を、外国において取り扱う場合についての規定を整備するものとする。

七 預金保険機構における預金等に係る債権額の把握に関する事務や健康保険組合が行う特定健康診査に関する事務等における個人番号の利用など、個人番号の利用範囲を拡充するとともに、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等について、所要の規定を整備するものとする。

八 その他所要の規定の整備を行うものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、本法が個人情報の保護と利活用の均衡を図ることを目的としていることを踏まえ、我が国における個人情報の保護と利活用が進み、より良い情報通信社会が生じるよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、消費者及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から広く丁寧な意見の聴取に努め、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。

二 情報通信分野における技術革新の著しい進展と高い専門性に円滑に対応できる制度設計とするため、民間の実態を十分把握し、関係事業者と十分に協議するとともに、認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針を活用すること。特に、匿名加工情報については、その規定の趣旨が利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報保護委員会規則で基準を定めるに当たっては、効果的な利活用に配慮すること。

三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に裨益するものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう

実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること。

五 個人情報保護と利活用が業界ごとに適切に図られるよう、認定個人情報保護団体となるための事務手続などを適切に支援すること。

六 情報通信技術の進展や事業者の事業規模や財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であるとの視点に立ち、個人情報保護委員会は、法や個人情報保護委員会規則の適切かつ柔軟な運用に努めるとともに、事業者や関係団体に対し、必要な支援を提供すること。そのために、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局について、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を持つ者、消費者保護に精通する者などをバランスよく登用すること。

七 各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が今後行われることが想定されることから、その円滑な検討に資するよう、相談窓口を設け、必要な情報提供を行うなど国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。

八 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。

九 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にとって重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。

十 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未然に防ぐことが一層重要になっていることから、民間におけるプライバシー影響評価等によるプライバシー・バイ・デザインの取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの確保を図ること。

(参議院回付修正要旨)

一 研修の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとする。

二 個人情報保護委員会による検査等

- 1 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による検査を受けるものとする。
- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

三 特定個人情報の漏えい等に関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

四 特定個人情報の保護を図るための連携協力

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、内閣サイバーセキュリティセンターと情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

五 日本年金機構に係る経過措置

1 個人番号の利用に関する経過措置

日本年金機構は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から平成29年5月31日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して番号利用法別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができないものとする。

2 情報照会及び情報提供に関する経過措置

日本年金機構は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から平成29年11月30日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

六 国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討

政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

七 その他所要の規定の整理を行うこと。

○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）要旨

本案は、最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

- 1 公安委員会は、75歳以上の運転免許を受けた者が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うこととすること。
- 2 公安委員会は、1の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととすること。
- 3 公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、その者の違反状況にかかわらず、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとすること。

二 運転免許の種類等に関する規定の整備

- 1 自動車の種類として、新たに準中型自動車を、運転免許の種類として、新たに準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許を設けること。
- 2 運転免許の欠格事由として、18歳に満たない者に対しては、準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許を与えないこととすること。
- 3 公安委員会は、準中型自動車免許を受けた者で当該免許を受けた日から1年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うこととすること。

三 その他の規定の整備

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 臨時認知機能検査等を行う旨を通知するに当たっては、プライバシー等に十分配慮しつつ通知の内容が的確に高齢者に伝わるよう努めることにより、対象者の確実な受検等を担保すること。
- 二 高齢者講習については、その受講者数の増加等により、一部の地域では受講を申し込んだ者が受講まで長期間待たされたり、不便な場所で受講せざるを得ないなどの問題が生じていることに鑑み、指定自動車教習所等が行う受講者の受入体制の拡充ができるよう適切に支援すること。特に臨時高齢者講習の実施に当たっては、受講者の負担をできる限り軽減するため、実施場所、実施方法等について検討を加え、適切な措置を講ずること。
- 三 臨時適性検査等における認知症に係る診断については、受診する医師によってその診断に差異が生じることがないように、専門的知見による検討を加えた上で適切な措置を講ずること。
- 四 臨時適性検査等の対象者の大幅な増加が想定されることから、同検査等を実施する専門医の確保に努めること。また、医師の数が少ない地域の臨時適性検査等の対象者には、認知症に係る診断を行うことができる医師の紹介を行うなど、その実情に応じきめ細やかな運用を行うこと。
- 五 運転免許の自主返納制度について、その周知や相談体制の充実等を図るとともに、認知機能の低下等により運転免許の自主返納が困難な場合には、家族等周りの者の負担が過度にわたることのないよう配慮しつつ、社会全体で取り組むべき問題であるとの認識の下、必要な措置を講ずること。
- 六 運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。
- 七 若年性認知症の者など、認知機能の低下は高齢者に限られないことを踏ま

え、それらの者への安全対策も十分に検討すること。

八 準中型自動車免許を受けようとする者への教習に当たっては、交通死亡事故件数に占める16歳から24歳の年齢層の割合が高いこと等を踏まえ、指定自動車教習所等とも連携し、安全性を確保するに十分かつ効果的なものとなるよう適切な措置を講ずること。

九 準中型自動車免許を受けた者の初心運転者標識表示義務に係る規定及び初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の在り方に関しては、本法施行後の事故の発生状況等を分析し、その結果に基づき、速やかに必要な見直しを行うこと。

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化するため、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするとともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 内閣官房から内閣府に、知的財産戦略推進事務局等五つの事務等を移管するとともに、内閣府本府から各省等に、食育推進等九つの事務等を移管すること。

二 各省大臣は、各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理することとし、当該事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告すること等ができること。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 国際化及び情報化の進展、人口構造の急速な変化等に直面する中で、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、中央省庁等改革基本法等の施行により実施された省庁再編の評価を踏まえ、今後の省庁編成や国、地方の役割分担の再検討など業務の不断の見直し等の行政改革に

積極的に取り組むこと。

- 二 本法による業務の移管後においては、移管元の人員の機動性を確保するとともに当該業務に係る政策の効果が最大限発揮されるよう移管先における適正な予算・人員等の確保に努めること。
- 三 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を実効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の利害や制約に捉われ、内閣としての一体性を損なうことのないよう万全を期すること。
- 四 各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、中央合同庁舎第8号館の供用開始等を踏まえ、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと。
- 五 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によって追加する場合には、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。
- 六 移管後の業務の状況等も踏まえつつ、今後も、経済社会情勢の変化に応じて内閣官房及び内閣府の業務の在り方を随時点検・検討し、適宜、必要な措置を講ずるとともに、法律の改正が必要な業務については、3年後を目途として、次回の全面的な見直しを行うこと。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公共施設等運営権者は、国又は地方公共団体から職員の派遣を受け入れる場合には、公共施設等の管理者等との間で、当該派遣職員が従事する業務の内容や期間等を含めて、公共施設等運営権実施契約を締結しなければならないこと。
- 二 一の派遣職員が、公共施設等運営権者の職員として、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事した後、再び公務員

となった場合における退職手当の取扱い等について、他の職員との均衡を失することのないよう、関係法律の特例を設けること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を踏まえ、公共施設等運営権方式を含むPFI事業やPPP事業に係る事業規模目標の達成に向け、地方公共団体及び公共施設等運営権者からの要望を受けて関係省庁等との調整を行う総合窓口について一元化を図ること並びに会計・税務等の専門家の派遣等、PPP／PFI推進のため必要な措置を講ずること。
- 二 PPP／PFIの推進に当たっては、指定管理者制度や包括的民間委託等、多様な官民連携手法の特徴を整理した上で、適切な手法が活用されるよう努めること。また、手法の選択に当たっては、手続の透明性が確保されるよう十分に留意すること。
- 三 公共施設等の統廃合に当たっては、PPP／PFIが積極的に活用されるよう努めること。
- 四 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者からの要請を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すこと。

【総務委員会】

○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、平成24年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成26年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について加算する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 地方交付税の総額の特例

- 1 平成24年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,633億円を減額するとともに、平成26年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について26億円を加算すること。
- 2 平成26年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 デフレ脱却と経済再生に向け、資本金1億円超の普通法人の事業税について、所得割の税率引下げを行うとともに、付加価値割及び資本割の税率引上げを行うこと。
- 二 経済再生と財政健全化を両立するため、地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこと。
- 三 個人住民税所得割に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用対象となる期間を平成31年6月30日まで1年半延長すること。
- 四 地方創生に向け、地方団体に対する寄附金に係る個人住民税所得割の寄附金税額控除について、控除限度額の引上げ及び申告手続の簡素化を行うこと。
- 五 自動車取得税において、環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について、最新の燃費基準への切替え等により軽減対象を見直した上で、適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。
- 六 軽自動車税において、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした税率を軽減する特例措置を創設するほか、二輪の軽自動車等に係る税率の引上げ時期の1年延期等を行うこと。
- 七 固定資産税及び都市計画税において、平成27年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。
- 八 狩猟税において、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る税負担軽減措置を平成30年度まで講ずること。
- 九 猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備を行うこと。
- 十 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 十一 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、所得税等に係る地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成27年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の改正

所得税の収入額に対する地方交付税の率を引き上げ100分の33.1とし、

法人税の収入額に対する地方交付税の率を引き下げ100分の33.1とし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を引き上げ100分の50とし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除くこと。

2 地方交付税の総額の特例等

(一) 平成27年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,700億円、平成27年度における法定加算額3,926億円及び臨時財政対策のための特例加算額1兆4,529億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額3,000億円、交付税特別会計借入金利子支払額1,614億円等を控除した額16兆7,548億円とすること。

(二) 財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税特別会計への繰入れの特例を設けること。

3 基準財政需要額の算定方法の改正

地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けるほか、平成27年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。

4 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成27年度分の地方交付税の総額に5,898億円を加算するほか、平成27年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長すること。

三 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止すること。
- 二 この法律は、平成27年3月31日から施行すること。
- 三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止に伴い、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）その他の関係法律について所要の改正を行うこと。

（参議院回付修正要旨）

- 一 この法律の施行期日を「平成27年3月31日」から「公布の日」に改めること。
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、一を限り設立される株式会社とし、機構の発起人は、設立に際して総務大臣の認可を受けなければならないこと。また、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有すること。
- 二 機構に、資金の供給（出資、資金の貸付け、債務保証等）の支援の対象となる事業者及び当該支援の内容等を決定する海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこと。
- 三 機構は、その目的を達成するため、以下の業務を営むものとする。こと。
 - 1 海外における通信・放送・郵便事業及びこれらの事業を支援する事業（以下「対象事業」という。）を行う事業者に対する資金の供給
 - 2 対象事業者等に対する技術者その他の専門家の派遣及び助言
 - 3 知的財産権等の取得及び対象事業者への移転等
 - 4 保有する株式等の譲渡等の処分
 - 5 1～4の業務に関連して必要な交渉及び調査等
- 四 総務大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（支援基準）を定めるものとする。

ること。

五 政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができること。

六 機構は、三の業務の完了により解散すること。

七 所要の規定の整備を行うこと。

八 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、民間が行えることは民間に任せるという基本的考えのもと、民業補完の観点から、民間のニーズを適切に把握し、特に我が国中小事業者の参入促進に資することとなるよう努めるとともに、機構が我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿って運営されるよう、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。また、組織の肥大化を招かないよう、機構の組織の在り方について適宜見直しを行うこと。

二 機構が支援する対象となる事業者への投資、融資等の金融機能が機構の主要な事業となることに鑑み、専門知識を有する民間の人材の確保とともに、その積極的な活用等を図ること。

三 機構が支援する対象事業については、我が国の通信・放送・郵便事業に関する技術等が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるよう、支援基準を早急に定めること。

四 機構に設置され、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外通信・放送・郵便事業委員会は、機構が対象事業の支援を適正に行う上で重要な機関であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。

五 機構の取締役の人選等に当たっては、いやしくも機構が新たな天下り先との疑念を持たれないように、厳正に行うこと。

六 コンテンツの海外展開などに関し、機構と他の官民ファンド等との間において、役割の分担を行いつつ、密接な連携と協力を図り、施策の効果的な実施に努めること。

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 郵便法の一部改正関係

- 1 郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないこととすること。
- 2 その他規定の整備をすること。

二 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

- 1 特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、次の信書便の役務を特定信書便役務とすること。
 - (一) 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書便物を送達するもの
 - (二) その料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 2 一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金について、総務大臣への届出を要しないこととすること。
- 3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととすること。
- 4 その他規定の整備をすること。

三 その他

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 所要の経過措置について定めること。
- 3 その他所要の改正を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 特定信書便役務の範囲については、今後の信書便事業の市場の活性化、利

用者の利便性の向上、郵便事業への影響等を適宜検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

- 二 郵便サービスに加え、貯金・保険といった金融のサービスも郵便局で一体的にユニバーサルサービスとして提供することを義務付けた郵政民営化法の趣旨に照らし、全国あまねく安定的にこれらのサービスを提供する責務を果たすことができるよう、効果的な施策を講ずること。
- 三 信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。

○電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）要旨

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電気通信事業の登録について、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人が特定の者と合併をする場合等にあつては、その更新を要することとするとともに、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対して一定の行為を禁止する規定の緩和等の措置を講ずること。
- 二 総務大臣が指定する電気通信役務又は有料放送の役務の提供に関する契約を締結した利用者又は国内受信者は、書面により当該契約の解除を行うことができることとするほか、電気通信事業者、有料放送事業者又は媒介等業務受託者に対し、これらの役務等の契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止する規定等を整備すること。
- 三 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものを提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととするとともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこととする等の規定を整備すること。
- 四 本邦に入国する者が、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合

する無線設備を持ち込み、これを使用して無線局を開設しようとする場合には、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととする等の規定を整備すること。

五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画の認定において電気通信事業の登録を要件とするとともに、当該登録が取り消された場合等に当該認定を取り消す等の規定を整備すること。

六 基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改めること等の規定を整備すること。

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 改正後の電気通信事業法第38条の2に定めるところにより総務大臣に届け出ることとなる卸電気通信役務については、公正な競争を促すことが、消費者による安定した電気通信サービスの安価な利用に資することに鑑み、公平かつ適正な提供が行われているか継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

二 電気通信事業法第30条に規定する禁止行為については、公正競争に与える影響が大きいことに鑑み、当該行為が行われていないか、競争事業者等の意見も聴取した上で継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

三 今回の改正により導入される電気通信サービス及び有料放送サービスの初期契約解除制度等については、その内容に関するわかりやすい情報を利用者及び受信者に提供されるよう取り組み、関係事業者等にも指導するとともに、利用者及び受信者に混乱を生じさせないよう、所要の措置を行うこと。また、電気通信サービス等に対する苦情を減らすため、消費者庁等関係各省庁とも連携するとともに、必要に応じ関係事業者に対して十分な指導を行うこと。

四 我が国を訪問する外国人観光客等に好印象を持ってもらえるよう、「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境の実現に向けて、引き続き必要な施策を講ずること。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

本件は、日本放送協会の平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成27年度収支予算等について、平成27年度からのNHK新経営計画の初年度として、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料の公平負担の徹底等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、業務の効率化・合理化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ201億円増加の6,831億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ229億円増加の6,769億円、事業収支差金62億円となっており、この事業収支差金を老朽化の進む渋谷の放送センターの建替え等に備えて建設積立資産に繰り入れる。
- 2 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- 1 いかなる災害時にも対応し、安全・安心を守るための放送設備の整備を行う。また、緊急報道の強化や地域放送の充実のための設備整備、安定的な放送を継続するための設備整備を行うとともに、スーパーハイビジョン等の新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。
- 2 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる豊かで多彩な番組を編成して、魅力的で質の高い信頼される放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた

放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、放送開始90年及び戦後70年関連番組を放送する。このほか、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、幅広い分野について迅速かつ客観的にニュースや番組を発信するなど海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
- 5 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 6 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。
- 7 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。
- 8 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 9 コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、環境経営を着実に推進する。
- 10 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

三 資金計画

平成27年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,811億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,881億円をもって施行する。

【法務委員会】

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げようとするものである。

なお、この法律は、平成27年6月8日から施行するものとしている。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を32人増加すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少すること。
- 三 この法律は、平成27年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等について、例外的に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得るものとする。

二 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある裁判員候補者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができるものとする。

三 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

裁判所は、著しく異常かつ激甚な非常災害により交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者又は選任予定裁判員については、裁判員等選任手続への呼出しをしないことができるものとする。

四 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項を明らかにしてはならないものとするとともに、裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行するものとする。

(修正要旨)

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等は、国民の関心が高く、社会への影響も大きい事件が多いことから、裁判員制度が創設された目的に鑑み、その除外決定は極めて例外的な措置であることなど、本法の趣旨の周知徹底に努めること。
- 二 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審判期間及び公判期日等についての十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。
- 三 本法の附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること。
- 四 裁判員裁判の円滑な実施を図るため、裁判員制度施行後の辞退率の上昇及

び出席率の低下について十分な検討を加え、必要な措置を講じること。

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六 国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立って検討を行うこと。

七 本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと。

八 裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。

○矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出第60号） （参議院送付）要旨

本案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国の責務

国は、広報活動等を通じて、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めるとともに、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

二 矯正医官の兼業に関する特例

矯正施設の外の病院又は診療所等において診療を行う兼業について、矯正医官は、正規の勤務時間において行う場合や報酬を得る場合であっても、法

務大臣の承認によって行うことができるものとする。

三 勤務時間の割振りの特例（フレックスタイム制）

法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、公務の能率の向上に資すると認める場合には、矯正医官の申告を経て、4週間ごとの期間につき勤務時間を割り振ることができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 矯正施設における適切な医療の提供は、被収容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。
- 二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、男女ともに家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、多様な人材の矯正医官への積極的な登用を進めること。
- 三 国の責務として、矯正医官の勤務条件の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされていることに鑑み、矯正医官が誇りを持って職務を果たすことができるような執務環境や女性医師が勤務しやすい環境等の整備に努めること。
- 四 本法による兼業許可の特例の趣旨が医療を通じた地域社会への貢献及び医療知識・技術の維持・向上にあることを踏まえつつ、矯正医官の兼業によりその職務に不都合が生じることのないよう、兼業許可の適正な運用・管理に努めること。
- 五 診療所の管理には常勤医師が必要とされることを踏まえ、本法による兼業許可の特例について、内閣官房令・法務省令で矯正施設における勤務時間に基準が設けられることにより、診療所である矯正施設において医療の円滑な提供に支障が生じることのないよう、柔軟な対応に努めること。
- 六 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国

家公務員及びそれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成30年3月31日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、在外公館の新設等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「在グルジア日本国大使館」の名称及び位置の国名をそれぞれ「在ジョージア日本国大使館」及び「ジョージア」に変更する等の規定の整備を行うこと。
- 二 メキシコに在レオン日本国総領事館を、ドイツに在ハンブルク日本国総領事館をそれぞれ新設すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
- 四 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、二については、政令で定める日から施行すること。

（参議院回付修正要旨）

- 一 この法律の施行期日を「平成27年4月1日」から「公布の日」に改めること。
- 二 この法律による改正後の在勤基本手当の基準額を定める規定は、平成27年4月1日から適用すること。この場合において、必要な読替えを行うこと。

○緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、緑の気候基金（以下「基金」という。）に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができること。
- 二 政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができること。
- 三 二の国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずること。
- 四 基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行

が行うこととする。

五 この法律は、公布の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日から施行すること。

○経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とモンゴルとの間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるとともに、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。
- 二 一方の締約国は、両締約国が合意する産品の他方の締約国からの輸入又は当該他方の締約国への輸出について関税以外の禁止又は制限を新設する場合には、その新設の前に、又はその後できる限り速やかに、当該他方の締約国に対して関連する情報を利用可能なものとし、又は通報するよう努めること。
- 三 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において内国民待遇を与えるとともに、原則、最恵国待遇を与えること。
- 四 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- 五 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動（投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 六 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、ライセンス契約における特定の使用料の採用等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 七 各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当

と認める措置をとること。

八 両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害への対処として知的財産権を行使するための措置をとるとともに、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定（以下「貿易円滑化協定」という。）を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議定書

WTO協定附属書一Aについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易円滑化協定を加えること。

二 議定書の附属書（貿易円滑化協定）

- 1 加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるよう、輸出入等のための手続等に関する情報について、無差別かつ容易に知り得る方法で速やかに公表するとともに、輸出入等に必要な実際的な手続等に関してはインターネットを通じて入手可能なものとする。
- 2 加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、原則として合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行うこと。
- 3 加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類等の提出を認める手続を採用し、又は維持すること。
- 4 加盟国は、要請に応じ、申告が真実を述べたものであるかないか等について疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のために情報を交換すること。
- 5 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、この協定において貿易手続

の透明性の向上及び迅速化のための措置等について定めた各規定を3つの区分に指定し実施するとともに、この協定の効力発生時に実施するもの又はこの協定の効力発生時から1年以内に実施するもの（後発開発途上加盟国のみ）の区分に指定しなかった規定については、この協定に定める手続に従い実施を遅らせることができること。

6 抛出加盟国は、二国間で又は国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進するとともに、当該援助及び支援に関する情報を貿易の円滑化に関する委員会に提供すること。

7 この協定に別段の明示的な定めがある場合を除くほか、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（WTO協定附属書二）によって詳細に定められて適用される1994年のガットの関連規定は、この協定の下での協議及び紛争の解決について適用すること。

○東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、東南アジア諸国連合プラス三箇国（日本、中華人民共和国及び大韓民国）地域の経済の監視等を通じ同地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（以下「AMRO」という。）を設立すること並びにその運営について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 締約者は、この協定により完全な法人格及び法的能力を有する国際機関としてAMROを設立すること。

二 AMROは、地域の経済の監視及び「地域金融取決め」の実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とすること。

三 AMROは、加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにすること、危機を緩和するための政策的な勧告を作成することを通じて加盟者を支援すること、「地域金融取決め」の実施に当たり加盟者を支援すること等を任務とすること。

四 各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、AMROの活動

のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をAMROに提供するとともに、誠実にAMROに協力すること。

五 AMROに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置くこと。

六 執行委員会は、三の加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性についての報告等の検討、AMROの任務及び責任の遂行状況を示す年次報告並びにAMROの定員、年次予算及び事業計画の検討及び承認、事務局長及び諮問委員会の委員の任命等を行うこと。

七 執行委員会の決定は、コンセンサス方式によって行うこととし、コンセンサスに達することができない場合には、付表に定める総投票権数の3分の2以上の多数による承認で効力を生ずること。

八 諮問委員会は、AMROによるマクロ経済の評価及び勧告に対し、時宜を得た戦略的、技術的かつ専門的な意見を事務局長に提供し、事務局長は、地域のマクロ経済及び金融の状況並びに政策に関する定期的な評価を執行委員会へ提供すること等を行うこと。

九 AMROは、その任務の効果的な遂行のために必要な資金を提供され、事務局に関する経費は、シンガポール共和国が負担し、残余の全ての経費は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担すること。

十 各加盟者は、AMRO及びAMROの人員（諮問委員会の委員、事務局長、職員等）の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとること。

○水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 締約国は、この条約が自国について発効した日に自国の領域で行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならないこととし、同日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長15年の期間許可すること。

二 締約国は、この条約に基づき許可される用途にのみ使用される等の場合限り当該締約国に対し書面による同意を与えた輸入締約国又は非締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならないこととし、非締約国がこ

の条約の規定により許可されないと特定された供給源からの水銀でないことの証明書を提出した場合を除くほか、自国が書面による同意を与える当該非締約国からの水銀の輸入を許可してはならないこと。

三 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について定める段階的廃止期限の後には、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。

四 締約国は、当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、個別の製造工程について附属書Bに規定する段階的廃止期限の後には、同附属書第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

五 自国の領域内で鉱石から金を抽出するために水銀アマルガム法が使用される零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとること。

六 附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源（石炭火力発電所等）を有する締約国は、水銀又は水銀化合物の大気への排出を規制するための措置をとるものとする。

七 締約国が特定した重大かつ人為的な水銀又は水銀化合物の土壌又は水への放出の特定可能な発生源であって、この条約の他の規定の対象となっていないものを有する締約国は、当該放出を規制するための措置をとるものとする。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、附属書Aで水銀添加製品（適用除外製品のほか、適用対象製品及びその段階的廃止期限等）、附属書Bで水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（適用対象工程及びその段階的廃止期限等）、附属書Cで零細及び小規模な金の採掘、附属書Dで水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表、附属書Eで仲裁手続及び調停手続について規定している。

○特許法条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる

要件等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約及びこの条約に基づく規則（以下「規則」という。）は、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願、それらの出願を分割した出願等並びに締約国について効力を有するものとして与えられた特許及び追加特許について適用すること。
- 二 締約国は、出願を意図する旨の表示、出願人を特定できる又は出願人への連絡を可能とする表示及び明細書であると外見上認められる部分を当該締約国の官庁が受理した日を出願日とすることを定めること。
- 三 締約国は、出願の形式又は内容について、特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件等と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならないこと。
- 四 出願の形式又は内容等に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えること。
- 五 締約国は、自国の官庁に対する手続のために、出願日の設定のために自ら出願する場合等を除くほか、出願人等が代理人を選任するよう要求することができること。
- 六 締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を延長する旨を定めることができること、また、出願人等が当該期間を遵守せずに当該期間の満了後に期間を延長する旨の申請が提出される場合において、当該期間の延長を定めていないときは、規則に定める要件に従って申請されること等を条件として、出願又は特許に係る処理を継続する旨等を定めること。
- 七 締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人等が遵守せず、その直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起こしたときは、出願人等が相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかつたものであることを当該官庁が認めること等を条件として、当該出願又は特許に係る権利を回復する旨を定めること。
- 八 締約国は、規則に定める要件に従って自国の官庁に申請されること等を条件として、出願に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定めること、また、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願（後の出願）の出願日とその優先期間の満了の日の後

である場合等において、出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすることができなかったことを自国の官庁が認めること等を条件として、優先権を回復する旨を定めること。

○商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章（以下「商標等」という。）の登録の出願及び登録に係る手続について、出願人等に対し、締約国が求めることができる要件等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、自国の法令により登録できる標識等で構成される標章についてこの条約を適用すること。
- 二 この条約は、商標等について適用し、団体標章等には適用しないこと。
- 三 締約国は、願書に出願人の氏名又は名称及び住所を記載すること、標章の使用意思に関する宣言書を添付すること等を要求できるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求できないこと。
- 四 締約国は、出願人を特定できる表示等を受理した日を出願日として認めなければならないが、出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求できないこと。
- 五 締約国は、自国の官庁が受理する書類の送付手段を選択できるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択できること。
- 六 締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求できるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求できないこと。
- 七 締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができることとし、出願人等が当該期間を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは、この条約に基づく規則（以下「規則」という。）で定める要件に従って、当該期間の延長、当該出願又は登録に関する処理の

継続等の救済措置をとる旨を定めること。

八 締約国は、使用権の記録及び記録の修正又は取消しの申請書について、規則で定める要件に従って提出すること等を要求できるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求できないこと。

九 締約国の官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下又は拒絶できないこと。

なお、我が国は、防護標章（特定分野の商品等の使用を目的に登録された著名な商標等に関し、他の分野の商品等についても、他人の使用を防ぐ目的で、商標権者が登録した標章）について、第3条(1)（願書記載事項等）、第5条（出願日）、第7条（出願及び登録の分割）、第8条(5)（書類の提出）、第11条（権利の移転）及び第13条（登録の存続期間及び更新）の規定の一部を適用しない旨の宣言を行う予定である。

○2007年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、有効期間が延長された2001年の国際コーヒー協定に代わり、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること等により、コーヒー産業の全ての参加者のため、市場原理に基づく状況において、世界的規模のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続可能な拡大を促進することを目的とすること。
- 二 1962年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関（以下「機関」という。）は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続することとし、法人格を有すること。
- 三 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）とすることとし、理事会は機関の全ての加盟国で構成され、この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属すること。
- 四 理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努めるとともに、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国及び加盟輸入国の投ずる票の、それぞれの70%以上の多

数票による議決で、決定及び勧告を行うこと。

五 この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁することとし、各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は理事会が決定すること。

六 加盟国は、コーヒーの取引及び消費の増大に対する障害を可能な限り除去するための方法及び手段等を追求することを約束すること。

七 理事会により指定された輸出国及び輸入国の民間部門の代表それぞれ8人で構成する民間部門諮問委員会は、諮問機関として、理事会が諮問する事項について勧告することができること。

八 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表等で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催するための措置をとること。

九 理事会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムを適当な間隔で、他の関連機関と協力して開催すること。

十 機関は、コーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報並びにコーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的な情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動するとともに、コーヒー産業に関連する分野に関する研究等を促進すること。

なお、協定の不可分の一部を成す理事会決議は、機関を協定の寄託者に指定すること等を規定している。

○投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とカザフスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

二 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること。

- 三 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること。
- 四 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 五 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求であって当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在しないものを課し、又は強制してはならないこと。
- 六 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 七 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 八 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。

○投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とウクライナとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有

- され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 四 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 六 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とウルグアイとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有

され、又は支配されている全ての種類の資産であって、資本その他の資源の
約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性
質を有するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、
運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

二 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国
の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

三 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財
産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む、国際慣習
法に基づく待遇を与えること。

四 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投
資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強
制することができないこと。

五 いずれの一方の締約国も、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投
資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命す
ることを要求することができないこと。

六 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であるこ
と、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に
従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはなら
ず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない
こと。

七 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の
区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の
投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われること
を確保すること。

八 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決さ
れない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解
決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度
についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による
仲裁等のいずれかに付託されること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇、特定
措置の履行要求の禁止並びに経営幹部及び取締役会についての規定により課さ
れる義務に適合しない措置に関し、各締約国が付する留保について規定してい
る。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とカタール国との間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率、租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、カタール国については所得に対する租税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権又は発行済株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の5%を超えない額を課税できること。
- 六 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めるとともに、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができるこ

と。

七 両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、カタールの所得に対する租税の範囲等を規定している。

○社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・ルクセンブルク両国間における年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。
- 二 この協定は、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付について適用すること。
- 三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 四 一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得に関して十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 デフレ脱却と経済再生に向け、法人税について税率の引下げ並びに欠損金繰越控除制度及び受取配当等益金不算入制度の見直し、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の拡充等を行うこと。
- 二 地方創生に向け、地方創生に資する投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等を行うこと。
- 三 経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引上げの施行日の変更等を行うこと。
- 四 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和を図るため、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、国外転出をする場合の有価証券等に係る譲渡所得等の特例の創設等を行うこと。
- 五 震災からの復興を支援するため、福島で事業を再開するための投資費用を積み立てやすくするための準備金制度の創設等を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成27年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制抜本改革法第7条の規定に基づき、消費税率の引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点からの施策について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 一 税制のあり方については、目下のデフレ脱却・経済再生に向けた対応とともに、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行うこと。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、

社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物を、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加すること。
- 二 平成27年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。
- 三 無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせて延長すること。
- 四 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成27年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に最近の国際的な情勢を踏まえ、国民の安全・安心の確保を目的とする水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、事前情報の更なる有効活用を図るとともに、税関における定員の

確保及び機器等の整備を含む業務処理体制の実現に努めること。

○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号） 要旨

本案は、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）附則第2条の規定による検討等に基づき、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し会社の投融资機能を活用するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 危機対応業務

当分の間、会社に対し、危機対応業務を義務付けるとともに、その適確な実施のため、政府出資に係る期限の延長等所要の措置を講ずること。

二 特定投資業務

会社が、地域活性化や日本企業の競争力強化等につながる出資等の業務を、期限を定めて集中的に実施するものとし、このため、政府出資等所要の措置を講ずること。

三 政府による株式の保有等

1 危機対応業務及び特定投資業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府は、各業務に対応し必要な会社の株式を保有すること。

2 会社は、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性及び危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高めていく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。

○金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し

- 1 適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外すること。
- 2 適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から5年を経過しない者等を定めること。
- 3 適格機関投資家等特例業務を行うための届出を行った者（以下「特例業務届出者」という。）について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用すること。
- 4 特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこと。

二 問題のある特例業務届出者への対応

- 1 内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができること。
- 2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができること。
- 3 裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加すること。
- 4 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 いわゆるプロ向けファンドをめぐる投資者被害を抑止するため、一般の個人に被害が生じないよう販売可能な投資者の範囲を適切に限定するとともに、本法による規制の実効性ある運用が図られるよう、引き続き投資者に対する注意喚起や理解啓発に努めるなど、投資者保護に万全を期すこと。
- 一 プロ向けファンド制度の運用に当たっては、ファンドがリスクマネー供給に果たす役割の重要性に鑑み、ファンドに対する投資者の信頼を確保しつつ、創業・起業期や新興期等の段階にある企業に対して、円滑かつ適切な成長資金の供給が行われるよう、配意すること。
- 一 プロ向けファンドをめぐる法令違反行為などの実態も踏まえ、投資者・利用者保護を適切に図るため、実効性のある検査及び監督を行うことができるよう、一層の体制の整備・強化を図ること。また、海外の業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。

【文部科学委員会】

○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

- 1 文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めることとする。
- 2 文部科学省の所掌事務に、次の事務を追加することとする。
 - (一) スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - (二) スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - (三) 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

二 スポーツ庁の設置

- 1 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とすること。
- 2 スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とすること。
- 3 スポーツ庁は、その任務を達成するため、一の2の(一)から(三)までのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどることとする。

三 施行期日等

この法律は、平成27年10月1日から施行すること。また、その他所要の規定の整備を行うこと。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文部科学省の外局として「スポーツ庁」を設置するに当たっては、行政改革の推進の観点から組織の肥大化につながることを十分留意すること。
- 二 スポーツ庁における関連施策の総合的な推進体制の整備に当たっては、その機能と役割の明確化を図り、縦割り行政を解消し、スポーツ行政の一体的

な推進に努めること。

三 スポーツ庁長官の登用に当たっては、その職務の果たす役割に鑑み、スポーツに造詣が深く情報発信力のある人材を広く各界に求めることも含め、十分考慮すること。

四 新設される「スポーツ審議会」においては、審議事項について、競技スポーツ分野に偏在することなく、また、学校体育等の教育上の観点にも留意するとともに、選任される委員の出身分野及び男女比に十分配慮すること。

五 全ての人々がスポーツに参加することができる真のバリアフリー社会の実現に寄与する観点から、障害に対する国民の理解を促進し、障害者の積極的な社会参加に寄与する障害者スポーツの環境整備の推進に努めること。

六 各スポーツ団体の自主性を尊重し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインの策定等を通じ、ガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組を支援するとともに、スポーツ紛争の予防及び迅速な解決の観点から、スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進等の取組を支援すること。

七 国際競技連盟等における日本人役員の増員を図ることにより、国際スポーツ界における我が国の発言力を高め、国際的な競技大会等において日本人選手が十分に力を発揮できるよう支援に努めること。

八 競技スポーツの推進・強化のため、指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、競技者が引退後の生活に不安を感じることなく、競技力向上に邁進できるよう支援すること。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出第15号）要旨

本案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会推進本部（以下「本部」という。）の設置及び大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 内閣に、平成33年3月31日まで本部を置き、本部長に内閣総理大臣、副本部長に内閣官房長官及び大会担当大臣、本部員に本部長及び副本部長以外の

全ての国務大臣をもって充てるものとする。

二 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

三 国は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができるものとする。

四 お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができるものとする。

五 組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができるものとする。

六 組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

七 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

八 内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を1名増員するものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一 新設される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（以下「担当大臣」という。）については、文部科学大臣等との職務分担が適切なものとなるよう留意し、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の成功に向けて、政府全体の適切な連絡調整に努め、本大会準備の着実な推進に向けて努力すること。

二 行政改革を推進する観点から、本大会の推進本部は簡素で効率的な体制とすること。また、同本部の活動の必要性がなくなった場合においては、平成33年3月31日の期限を待たず、早期に活動を停止すること。また、専任の担当大臣を発令する必要性がなくなった場合においても、発令を早期に終了す

ること。

- 三 新国立競技場の建設に当たっては、本大会後の高稼働率が確保できるよう、来場者数の試算や施設利用計画の策定を客観的かつ具体的に行うとともに、周辺環境の整備に努めること。また、競技施設、会場、選手村等を本大会後に有効利用し、都市の発展に結び付けられるよう、長期的な観点から計画的にこれらの施設の整備を行うこと。
- 四 本大会の招致の際、「コンパクトな大会」がコンセプトに掲げられたことを踏まえ、競技会場の選定に当たっては、競技関係者の十分な理解を得つつ、関係地方公共団体と十分な調整を経た上で決定し、競技者が最大限力を発揮できる競技会場の整備に努めること。
- 五 パラリンピック競技大会の認知度を一層向上させるため、スポーツ施策の一元的な推進や障害者スポーツの普及に取り組むこと。また、スポーツを通じた障害者の社会参加、地域における障害者スポーツの裾野の拡大、障害者スポーツ競技団体の組織基盤の強化、障害者の競技力向上及び公共施設等のバリアフリー化などの促進に努めること。
- 六 本大会の開催が、全国の地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、全国の地方公共団体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流の促進に取り組むこと。特に、予選会場やキャンプ地の誘致については、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう、特段の配慮を行うこと。

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第16号） 要旨

本案は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びに大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができるものとする。

- 二 組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができるものとする。
- 三 組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）とすること。
- 二 機構の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図る旨を追加すること。
- 三 機構の業務に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発の業務を追加すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）要旨

本案は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一 法律の題名及び法人の名称の変更

「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」の題名を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改めるとともに、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」の名称を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」（以下「機構」という。）とすること。

二 機構の業務の追加

機構は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行っている業務に加え、現在、独立行政法人国立大学財務・経営センターが行っている次の業務を行うものとする。

- 1 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 2 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。

三 附則

- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。
- 2 独立行政法人国立大学財務・経営センターは、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継するものとする。
- 3 独立行政法人国立大学財務・経営センター法は廃止するものとする。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 義務教育学校の制度化

- 1 新たな学校の種類として、修業年限9年（前期6年の前期課程及び後期

3年の後期課程に区分)の義務教育学校を設けること。

2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育としての普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、同学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育としての普通教育の目標を達成するよう行われるものとする。

3 公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小中学校と同様に定めること。

4 市町村立の義務教育学校の教諭等の給料その他の給与等を都道府県の負担対象に加えるとともに、同学校の教職員給与費等に要する経費を国庫負担の対象に加えること。

5 公立の義務教育学校における校舎の新增築等に要する経費等を国庫負担の対象に加えること。

6 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとする。なお、当分の間、小学校又は中学校のいずれかの免許状を有する者は、当該免許状の相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程の指導を行うことができるものとする。

二 高等学校等の専攻科を修了した者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができるものとする。

三 施行期日

この法律は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為に関する規定については、公布の日から施行すること。

四 義務教育学校の制度化に伴う関係法律の一部を改正すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用の推進に努めること。

二 小学校及び中学校は児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域

のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に伴い、安易に学校統廃合を行わないよう留意すること。

三 義務教育学校の設置等を支援する観点から、国は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。

四 都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上等を図ることにより、義務教育学校教員における小学校・中学校教員免許状の併有の促進に努めること。

五 小中一貫教育の取組について、国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、優れた取組事例を収集・分析した上でその情報提供に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について積極的な説明に努めること。

六 高等学校等専攻科から大学への編入学の実施に当たり、国は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなどの取組に努めること。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこと。

二 古典の日

1 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古

典の日を設けること。

2 古典の日は、11月1日とすること。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。また、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○公認心理師法案（文部科学委員長提出、衆法第38号）要旨

本案は、近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

公認心理師とは、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析等を行うことを業とする者をいうこと。

二 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が一定の受験資格を有する者に対して試験を実施すること。

三 義務

公認心理師においては、信用失墜行為の禁止及び秘密保持義務を課するとともに、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならないこと。

四 名称使用制限等

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならないこととし、違反した者に対する罰則規定を設けること。

五 主務大臣

この法律の主務大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

六 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、既存の心理職資格者等に係る受験資格等については、所要の経過措置を設けること。

【厚生労働委員会】

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、平成27年が戦後70周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表すため、平成27年4月1日及び平成32年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として5年償還の国債を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成27年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給すること。
- 二 平成32年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給すること。
- 三 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、二については、平成32年4月1日から施行すること。

○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済業務における業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、同機構に資産運用委員会を置くこと。また、被共済者が転職した場合等における退職金の通算制度の内容を拡充すること。
- 二 独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する厚生労働大臣の立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することにより、

これらの事業について金融庁による検査を行うこととすること。また、同機構は、承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならないものとする。

三 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して、独立行政法人労働者健康安全機構とし、その業務に、化学物質の有害性の調査の業務を追加すること。

四 独立行政法人労働政策研究・研修機構の理事数を1人削減すること。

五 年金積立金管理運用独立行政法人に、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事1人を置くとともに、年金積立金管理運用独立行政法人法の本則上、主たる事務所を東京都に置くものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等の措置を講ずるほか、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、国民健康保険を行うものとする。都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保等の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとし、市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、保険料の徴収、保健事業の実施等の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

二 財政安定化基金の設置など国民健康保険への財政支援を拡充するものとする。

三 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、平成27年度はその額の2分の1を、平成28年度はその額の3分の2を、平成29年度以降はその額の全てを被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。また、前期高齢者納付金等の拠出金負担が重い保険者の負担を全

保険者において再按分^{あん}することにより軽減する措置を拡充するものとする
こと。

四 入院時食事療養費の見直し、被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ
等の措置を講ずるものとする。

五 協会けんぽの被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額に対する国庫
補助率について、当分の間、1,000分の164とするものとするとともに、法定
準備金を超えて積み立てられる準備金の額に国庫補助率を乗じて得た額を、
翌年度の国庫補助額から控除するものとする。

六 国民健康保険組合の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合
について、国民健康保険組合の財政力を勘案して100分の13から100分の32ま
での範囲内において政令で定める割合とするとともに、これに加えて行うこ
とができる国庫補助の額の上限を引き上げるものとする。

七 医療費適正化計画において、医療に要する費用の目標に関する事項を定め
るものとし、実績が目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分析
するとともに、必要な対策を講ずるものとする。

八 患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を
保険外併用療養費の支給の対象とするものとする。

九 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規定、後期高齢者支援金の額の算
定に係る全面総報酬割の実施までの間の総報酬割部分の特例に関する改正規定
等の施行期日を「平成27年4月1日」から「公布の日」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきで
ある。

一 患者申出療養については、患者が自ら申し出たことを理由に、有害な事象
が発生した際に不利益を被ることのない仕組みとするとともに、患者申出療
養の対象となった医療が、できる限り速やかに保険適用されるような措置を
講じること。

二 持続可能な医療保険制度を構築するためには増大する医療費の抑制が不可
欠であることに鑑み、今回の改正による医療費適正化の取組に加え、現在実
施されている実効性のある取組の普及・促進を図る等医療費適正化の指導の
徹底を図ること。

- 三 本法による制度改革の実施状況を踏まえつつ、高齢者医療制度を含めた医療保険制度体系、保険給付の範囲、負担能力に応じた費用負担の在り方等について、必要に応じ、盤石な医療保険制度を再構築するための検討を行うこと。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすること。
- 二 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならないこと。
- 三 業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けること。
- 四 派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならないこと。
- 五 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならないこと。
- 六 派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこと。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、平成27年9月1日から施行すること。

（参議院回付修正要旨）

- 一 派遣元管理台帳の記載事項に、第30条の規定により派遣元事業主が講じた特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定を図るために必要な措置を追加するものとする。
- 二 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組

合等に対する派遣可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならないものとする。

三 派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならないものとする。

四 この法律の施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改めるものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）要旨

本案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改め、法の目的を青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することとする。

二 公共職業安定所は、一定の労働関係法令に違反し、厚生労働省令で定める措置が講じられた求人者について、学校卒業見込者等求人の申込みを受理しないことができるものとする。

三 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集を行うときは、青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「青少年雇用情報」という。）を提供するように努めるとともに、学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに

応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとする。

四 青少年の職場への定着の促進に関する取組等の実施状況が優良であることなどの基準に適合する中小事業主について、厚生労働大臣がこれを認定できるものとする。

五 国は、職業生活を円滑に営む上での困難を有する無業青少年に対し、職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

六 国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の普及に努めなければならないものとする。

七 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことを業とするキャリアコンサルタントの登録制度を創設すること。

八 技能検定の実技試験の実施方法について、検定職種ごとに厚生労働省令で定めるものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、平成27年10月1日から施行すること。

○医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）要旨

本案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、経営の透明性を高めるため、監査、公告等に係る規定の整備のほか、分割に係る規定を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域医療連携推進法人に関する事項

- 1 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、病院等に係る業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給及び資金の貸付け等の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、病院等に係る業務の連携を推進する医療連携推進区域の属する都道府県知事の認定を受けることができるものとする。
- 2 医療連携推進方針には、都道府県医療計画において定める構想区域を考慮して定める医療連携推進区域等を記載しなければならないものとする。また、参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人

とし、医療連携推進方針において、介護事業等の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができるものとする。

3 1の都道府県知事の認定は、医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること等の基準に適合すると認めるときに、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で行うことができるものとする。

4 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は都道府県知事の認可を要するものとするとともに、役員、計算及び都道府県知事による監督等については、医療法人に関する規定を準用すること。

二 医療法人に係る改正事項

1 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならないものとする。

2 医療法人への理事の忠実義務、その任務を怠ったときの損害賠償責任等を規定するとともに、社員総会等の機関に関する所要の規定を整備するものとする。

3 医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。）は、都道府県知事の認可を受けて、分割することができるものとする。

4 社会医療法人の認定要件の特例等を設けるものとする。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出、衆法第22号）要旨

本案は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないことを基本理念とすること。

- 1 労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けられるようにすること。
 - 2 正規労働者（無期雇用労働者（派遣労働者を除く。）であって短時間労働者でないものをいう。以下同じ。）以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。
 - 3 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 三 事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めるものとする。
- 四 国は、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態等について調査研究を行うものとする。
- 五 国は、待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び正規労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六 政府は、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し派遣労働者の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に講ずるものとする。
- 七 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 「正規労働者」を「通常の労働者」とすること。
- 二 調査研究の対象として、雇用形態による教育訓練の相違の実態が含まれることを明記すること。
- 三 派遣労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用さ

れる労働者との間においてその業務の内容及び責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置等を講ずるものとする。

四 雇用環境の整備のための必要な施策として、労働者の就業形態の設定の多様化を規定すること。

五 雇用環境の整備のための施策を講ずるに当たっての配慮事項として、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善の促進を規定すること。

【農林水産委員会】

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方組織である地方農政局及び北海道農政事務所の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、次に掲げる事務の規定を追加すること。
 - 1 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務
 - 2 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務
- 二 地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除すること。
- 三 この法律は、平成27年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の処遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。
- 二 農林水産物等の輸出に関する事務については、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三 東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげること。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四 統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割の重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。
右決議する。

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金について役職員の秘密保持義務に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正
農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターを解散し、その組織及び業務を農業・食品産業技術総合研究機構に統合するとともに、これに伴う同機構の目的及び業務の範囲等の改正を行うこと。
- 二 国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正
水産大学校を解散し、その組織及び業務を水産総合研究センターに統合するとともに、これに伴う同センターの名称の「国立研究開発法人水産研究・教育機構」への改称並びに目的及び業務の範囲等の改正を行うこと。
- 三 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正
役職員に秘密保持義務を課すこと。
- 四 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正
役職員に秘密保持義務を課すほか、業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を設置するとともに、金融庁検査の導入を行うこと。
- 五 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行するものとする。

ること。

(附帯決議)

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制の在り方、教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。
- 二 独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 三 独立行政法人の統合に当たっては、独立行政法人通則法において「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの」を行うと規定されていることを踏まえ、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果及び国内外における知名度が維持されるよう、各研究所の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することができるよう十分配慮すること。
- 四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることが懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設については、災害対

策の観点から対策を講じること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。

右決議する。

○競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村（以下「日本中央競馬会等」という。）が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨規定の追加

この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

二 海外競馬の競走についての勝馬投票の実施

1 海外競馬の競走の指定

農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができるものとする。

2 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

日本中央競馬会等は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないものとし、農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、この認可をするものとする。

三 農林水産大臣の権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところ

により、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができるものとする。

四 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、農林水産大臣の権限の委任及び農林水産省設置法の一部改正の規定は、平成27年10月1日から施行するものとする。

2 農林水産省設置法の一部改正

地方農政局又は北海道農政事務所の分掌事務に中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関することを追加するものとする。

(附帯決議)

近年、競馬の国際化の進展により、国内競走馬が海外競馬の競走に出走する機会が増え、国民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、海外競馬の競走について国内で勝馬投票券を発売できるようにするに当たっては、競馬の目的である畜産振興や地方財政等への貢献が十分に果たされるとともに、公正性の確保により競馬の健全性が維持されることが必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものの指定に当たっては、公正性の確保に関し、競馬に関する国際協約の遵守や当該競走の近年の運営における実績等明確な基準を設けるとともに、当該国政府等への確認を行うこと。

また、指定した海外競馬の競走について、常時、当該国の競馬規制当局等との情報交換を行い、連携を密にするよう努めるとともに、その公正性に疑義が生じたときは、速やかに指定基準に照らしてその取消を検討すること。

二 海外競馬の競走について勝馬投票券の発売の申請を認可するに当たっては、出走する競走馬に関しての十分な情報が国内で提供されるものに限ること。

三 強い競走馬づくりを推進するため、優良品種の生産に取り組む軽種馬生産農家への支援を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において高度な専門技術を持つ人材の育成等を支援すること。

四 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携

及び日本中央競馬会との連携が一層推進されるよう指導するとともに、地方競馬の適切な施設整備等が講じられるよう指導すること。

五 勝馬投票券の発売対象に海外競馬の競走を追加することについて国民の理解を得られるよう、法の趣旨に基づき、競馬による畜産及び社会福祉事業の振興等への寄与について具体的な実績を明らかにするとともに、新たな制度の趣旨と仕組みについて周知徹底を図ること。

右決議する。

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第71号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農業協同組合法の一部改正

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとするとともに、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。
- 2 組合は、事業を行うに当たって、組合員及び会員に利用を強制してはならないものとする。
- 3 理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないものとする。
- 4 組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。
- 5 農業協同組合中央会制度は廃止し、法施行後3年6月の間に、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に移行することができるものとする。
- 6 一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、新制度への移行に当たって、政府は適切な配慮を行うものとする。

二 農業委員会等に関する法律の一部改正

- 1 農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する許可業務のほか、農地等の利用の最適化の推進を行うものとする。
- 2 農業委員の選出方法について公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならないものとする。

三 農地法の一部改正

農地を所有できる法人の要件のうち、役員の農作業従事要件について役員等のうち1人以上の者が農作業に従事すればよいものとするとともに、議決権要件について農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までよいものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行するものとする。

(修正要旨)

政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする規定を追加すること。

(附帯決議)

我が国の農業・農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増す中、これを克服し、本来の活力を取り戻すべく、6次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じた農業の成長産業化を推進し、その成果を着実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を活かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を促すことができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現を図り、農政改革の推進に万全を期すべきである。

記

- 一 農協改革の最大の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達が確実に達成されるよう、改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進すること。
- 二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるように配慮すること。農協の理事構成の見直しが着実に行われるようにすること。
- 三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、正組合員・准組合員の利用の実態などを適切に調査するとともに、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分踏まえること。農業生産法人の要件の見直し及び農協の准組合員の利用の在り方の検討については、速やかに進めること。
- 四 農協の組織変更は、選択であることを徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。
- 五 地区重複農協の設立については、今回の法改正で完全に自由となるが、これを踏まえて、農業者の選択により、複数の農協のサービスが利用できる状況が生まれるように配慮すること。
- 六 農協・全農等は、経済界との連携を強化し、農業・食品産業の発展に資する経済活動を積極的に行うようにすること。
- 七 農林中央金庫及び都道府県信用農業協同組合連合会は、担い手等の新しい資金需要に適切に応えられるよう農業融資に積極的に取り組むこと。
- 八 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、万全の措置を講ずること。
- 九 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。
- 十 農協系統組織は、その構成員のための組織であるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。
- 十一 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、適正な手続により公正に行われるようにすること。また、農業委員及び新設される推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう十分な予算の確保を図ること。

十二 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること。

十三 農業委員会の改革により、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担の明確化を図った上で、農地中間管理機構との連携が強化され、担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。

十四 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。

十五 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにすること。

右決議する。

○山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）

要旨

本案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法の有効期限の延長

法の有効期限を10年間延長し、平成37年3月31日までとすること。

二 目的規定の改正

法目的に、山村の自立的発展を促進すること並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図ることを追加すること。

三 定義規定の改正

山村の定義中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている」との文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」に改めるものとする。

四 基本理念規定の新設

1 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

2 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等

による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

五 山村振興基本方針及び山村振興計画に係る規定の整備等

1 都道府県が定める山村振興基本方針、市町村が定める山村振興計画等の規定事項に、地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び住民の福祉の向上に係る規定を追加するとともに、山村振興計画に、税制特例措置を伴う産業振興施策の促進に関する事項を記載することができるものとする。

2 国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業に対する助成等の措置を講ずるものとする。

六 配慮規定の追加

再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等及び教育環境の整備について配慮規定を追加すること。

七 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、法の有効期限の延長に関する規定は、公布の日から施行すること。

○都市農業振興基本法案（参議院提出、参法第5号）要旨

本案は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいうこと。

二 基本理念

都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮とこれによる都市の農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に施策が推進されるべきことを基本理念とすること。

三 国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

四 法制上の措置等

政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

五 都市農業振興基本計画等

政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこと。また、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこと。

六 基本的施策

国及び地方公共団体は、基本的施策として、都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るために必要な施策、的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置等を講ずるものとする。

七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【経済産業委員会】

○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、地域の経済・雇用の担い手である中小企業者の持続的な発展を支えるための環境整備が重要であるとの認識の下、特に、中小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

株式会社商工組合中央金庫に危機対応業務の実施を義務付けることとし、その的確な実施のため、政府が株式会社商工組合中央金庫について、当分の間、必要な株式を保有すること。

二 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業者と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人を中小企業信用保険の対象とすること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫のできる限り早期の完全民営化を達成すべく、民間金融機関による危機対応業務が十分かつ確実に実施されるよう、民間金融機関等とも緊密なコミュニケーションを取りながら早期かつ万全の措置を講ずるとともに、完全民営化に向けた道筋や目途、完全民営化後の商工中金が担うべき機能とこれを担保する組織構造等について必要な検討を進めその結果について公表すること。

二 民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、商工中金が危機対応業務を的確に実施できるよう万遺漏なきを期するとともに、これを担保すべく政府が株式を保有することにより、商工中金が他の金融機関等と比して競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、政府によるガバナンスの在り方について適切な対応を行うこと。

三 中小企業者や特定非営利活動法人が有する潜在成長力を引き出すことを通じて、各者の自立を促しひいては我が国経済の新陳代謝を図るといった中小企業支援の目的に沿って信用保証協会が業務を遂行するよう、政府は先進各国との比較も行いながら所要の措置を講ずること。その際、特に、信用補完

制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図るとともに、信用保証協会への地方自治体幹部公務員の天下り抑制に努めること。併せて、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の見直し及び検証を行うこと。

四 本法により介護事業や生活困窮者支援事業、中小企業と連携していない事業等を行う者も含め幅広い特定非営利活動法人に対して信用保険の対象が拡大されたことに当たり、当該制度の活用を促進するべく、関係金融機関や特定非営利活動法人に対して本法の意義等について周知徹底を図ること。また、特定非営利活動法人は地域の経済・雇用の担い手として重要性が高まっていることや小規模企業に焦点を当てた中小企業政策を推進している現況に鑑み、今後、中小企業基本法の改正も視野に入れつつ、中小企業と同様に事業を行う特定非営利活動法人を主要な中小企業施策の対象とするべく必要な検討を行うこと。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、電力システム改革を実施するための第3段階目の電気事業法の改正とともに、ガスシステム改革、熱供給システム改革をこれと併せて実施するための所要の措置を講ずること、総合エネルギー市場の創出に加え、エネルギー選択の自由度拡大、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保等の消費者利益の向上を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 電気事業法の一部改正等

- 1 送配電事業の中立性確保のため、一般送配電事業者等と小売電気事業者等との兼業禁止による法的分離方式での発送電分離とともに、役員の兼職禁止や取引制限等の行為規制を措置すること。
- 2 現在の一般電気事業者に経過措置として認められる小売料金規制について、競争の進展状況等を確認した上で、供給区域ごとに経過措置を解除するものとする。
- 3 現在の一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を、発送電分離の実施から5年間の経過措置の後、廃止すること。

二 ガス事業法の一部改正

- 1 ガスの小売業への参入の全面自由化及びこれに伴うガス事業類型の見直しを行うとともに、LNG基地の第三者利用を促す措置を講ずること。

- 2 ガス導管網の整備を促進するため、導管の建設及び保守を実施する一般ガス導管事業について地域独占と料金規制を措置するとともに、事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できるものとする。
- 3 需要家保護のため、経過措置として競争が不十分な地域における小売料金規制を継続するとともに、ガス事業類型の見直しに応じた保安体制を構築すること。
- 4 導管事業の中立性確保のため、一定規模以上のガス導管事業者とガス小売事業者等との兼業禁止による法的分離方式での導管部門の分離とともに、役員の兼職禁止や取引制限等の行為規制を措置すること。

三 熱供給事業法の一部改正

熱供給事業の参入規制を許可制から登録制へ移行し、料金規制や供給義務等を撤廃すること。

四 経済産業省設置法等の一部改正

電力・ガス・熱の取引の監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力・ガス取引監視等委員会」を経済産業大臣の下に設立すること。

五 施行期日

改正事項ごとに施行期日を定めるとともに、政府において施行後の各段階で検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、電力・ガス・熱供給システムの改革を着実に推進するため、本法の施行に当たり、以下の点に留意すべきである。

- 一 附則第74条に基づく「電気事業に係る制度の抜本的な改革の実施に係る検証」に当たっては、電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と、「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」及び「電気の使用者の選択の機会及び電気事業における事業機会の拡大」を実現するため、各段階での検証を適切な場で行うものとする。また、附則第75条に基づくガスシステム改革に係る検証についても、天然ガスの安定供給を確保しつつ、「ガスの小売に係る料金の最大限の抑制」、「ガスの使用者の選択の機会及びガス事業における事業機会の拡大」を図るという改革の目的を実現するため、改革の各段階での検証を適切な場で行うものとし、電力・ガスのいずれについても、あらゆる可能性を排除することなく、検証の結果に基づき目的達成のために必要な措置を講じて着実に進めること。
- 二 電力システム改革後においてもあるべきエネルギーミックスの姿を実現す

るため、必要な政策措置について総合的に検討し、政府として責任を持ってその実現に向けた取組を強力に推し進めること。

- 三 電力システム改革後も再生可能エネルギーの導入が最大限加速するよう、固定価格買取制度を安定的かつ適切に運用するとともに、東日本・西日本、更には全国大での系統の広域融通による一体運用や系統運用ルールの見直し等のソフト面での対策や、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域における地内送電線の整備実証を含めた再エネ系統関連事業の成果を踏まえた更なる推進、電力広域的運営推進機関主導による地域のポテンシャルを踏まえた適切な系統整備の検討等のハード面での対策に加え、再生可能エネルギー発電設備の高効率化・低コスト化に向けた技術開発、再生可能エネルギー電源の導入促進に向けた規制改革・手続簡素化、安定的な再生可能エネルギー電源である地熱の支援強化による開発加速化、蓄電池の低コスト化に向けた研究開発等を積極的に行うこと。
- 四 徹底した省エネルギー社会を実現するため、先端省エネ技術の普及拡大、中小企業に対する省エネ診断の実施、スマートメーター設置の最大限の前倒し実施、建物の断熱化対策の加速や需要家への働きかけも含めたエネルギー供給サイドにおける省エネの推進等に注力するとともに、電力システム改革を着実に進めることで、ネガワット取引等の新たな需要管理施策を強力に推進すること。
- 五 我が国の最終エネルギー消費量の過半を占める熱利用の効率性を高める観点から、コージェネレーションの普及拡大、太陽熱や地中熱等の再生可能エネルギー熱及び工場排熱等の未利用熱の利用促進のための施策を講じること。
- 六 原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていること、特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講じるべく努めること。
- 七 原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備に向けて、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。また、原子力政策を含むエネルギー政策が国民の理解な

くしては成り立ち得ないことに鑑み、その制度的な選択肢や負担の在り方等も含め、十分な国民への説明と議論、理解のもと慎重かつ丁寧に行われるようにすること。

- 八 原子力事業者が共同で実施してきた再処理等の核燃料サイクル事業や原子力損害賠償制度については、小売全面自由化により競争が進展し、また、原子力依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保される必要があることから、国と事業者の責任負担の在り方を含め、遅滞なく検討を行うこと。特に、核燃料サイクル事業については、民間企業の活力の発揮を前提としつつ、実施主体である認可法人に対して拠出金の形で資金が支払われる最終処分の仕組みを参考として遅滞なく検討を行い、電力市場における小売全面自由化が平成28年を目途に開始されることを踏まえて、措置を講じること。
- 九 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が決して損なわれることのないよう、本年4月に設立された電力広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じた必要な供給予備力の常時確保を図ること等により、万全の措置を講じること。また、発電事業者、送配電事業者及び小売電気事業者が連携して災害時など緊急時における電力の安定供給を確保するための仕組みについて、経験と技術を身に着けた人材が関係事業者に確保、育成されるよう、十分な検討を行い、適切な措置を講じること。
- 十 電力の小売全面自由化に伴う新規参入事業者の電源調達を容易にするため、卸電力取引市場における電力取引の活性化に向けた施策をこれまで以上に進めるものとし、電力の小売全面自由化に間に合うようできるだけ速やかに、従前の一般電気事業者等による余剰電力の供出促進策に加え、多くの電力の買手の参入を促すための多様なメニュー構成や適切な卸電力価格の形成等を通じた、魅力ある卸電力市場の在り方について検討を行うものとする。
- 十一 送配電部門の法的分離に当たっては、電力の安定供給や、従業者の作業安全が損なわれることのないよう、一般送配電事業者が需給調整、周波数維持等の最終的な安定供給責任を果たすために必要かつ十分な調整力・予備力を確実に確保できる仕組み及びルールを適切に整備するものとする。
- 十二 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は、需要家保護の観点から電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いてその時期を十分に見極めて行うとともに、新規

参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金実現のための措置を講じること。また、「広域系統運用の拡大」という電力システム改革の目的を踏まえつつ、電気の地産地消等を通じた地方創生にも資するよう、託送料金制度において、発電所の立地地点別に託送料金を変えるなど、混雑状況など系統運用状況を改善する効果にも着目した料金体系とするべく検討を進めること。

十三 ガスの保安の確保がガスシステム改革の大前提であることに鑑み、小売の全面自由化及び導管部門の法的分離に係る詳細な制度設計及びその実施に当たっては、導管部門と新規参入者を含めた小売部門の連携が十分に図られ、経験と技術を身に着けた人材が確保、育成されるよう、また、あらゆる可能性を想定しながら、不安の払拭に遺漏なきよう万全を期すこと。

十四 LNGの低廉かつ安定的な調達、ガスの安定供給の確保とガス小売料金の最大限の抑制の実現の上で重要であることに鑑み、導管部門の法的分離に係る詳細な制度設計及びその実施に当たっては、LNGの調達に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮すること。あわせて、事業者による天然ガス利用拡大の取組が損なわれないための仕組みについて、遅滞なく検討を行うこと。

十五 ガスの導管部門の法的分離の対象となる事業者の範囲に関しては、法的分離が公益的観点から導管部門の公正中立な開放を担保するものであるとの趣旨を踏まえ、欧米の動向等も参考にしつつ、適切な基準を設定すること。

十六 電力及びガスの小売全面自由化の趣旨に照らし、規制料金に係る経過措置の対象事業者については、需要家保護の観点に十分留意しつつ、エネルギー間の競争状況等についても慎重に見極め、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で指定するものとする。また、経過措置の対象となる場合でも、委員会が競争状況等について継続的に監視・検討を行い、必要がなくなった時には、可及的速やかに規制料金を撤廃すること。

十七 熱供給システム改革について、その実施後における需要家保護に万全を期すこと。

十八 電力・ガス取引監視等委員会については、エネルギー市場における十分な競争条件が整うとともに安定供給及び厳格な保安体制が確立し、小売の全面自由化が健全かつ定常的に実現され、市場取引が一層公正・適切に進められるよう、強力に監視を行うものとし、その独立性を十分に確保するため、経済産業大臣は委員会の意見を最大限尊重し、経済産業大臣が委員会と異な

る判断を行う場合には、十分に説明責任を果たすこと。また、委員会運営の公正性及び中立性に疑念を抱かれることがないように、その選任に当たっては、法の趣旨を踏まえ、電力会社及びガス会社に在職する者並びにこれらの会社の経営に影響を与えてきた者の委員長及び委員への任命は厳に慎むとともに、その事務処理の状況について、毎年、広く国民に公表すること。さらに、電力・ガス・熱の取引の監視等のために必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。

十九 電気事業及びガス事業の法的分離に伴う行為規制については、従業員の人事異動等の規制は労働者の権利の制約であるとの懸念から法律に明文規定が設けられていないことを踏まえ、特定の従業員を特定の業務に「従事させてはならない」とする規定については、「兼職を禁止する」という規定の趣旨に沿った運用を確保することとし、今後の詳細な制度設計や電力・ガス取引監視等委員会における基準やルールの検討・運用に際しては、電気事業及びガス事業の実態や関係者の意見を踏まえるとともに、客観性、透明性及び中立性について十分な確保を図ること。また、過度な規制によって従業者の職業選択の自由や電力・ガスの安定供給及び保安の確保等に不可欠な人材の育成等に影響を与えないよう、兼職禁止の対象や範囲については、中立性確保の観点から必要かつ合理的な限度にとどめるものとする。

二十 電力・ガス・熱供給システム改革の遂行に際しては、今日まで電力・ガス等の安定供給を支えてきた電力・ガス等関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、電気事業の労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図るとともに、憲法で規定される労働基本権の保障も踏まえ、附則第74条の検証規定に基づく第3弾改革に係る改正法の施行後の検証時期に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）要旨

本案は、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進し、また、地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進することにより、地域をあげて中小企業・小規模事業者の商品・サービスへの需要を掘り起こすための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を改正し、創業10年未満の中小企業者を新規中小企業者として定義し、新規中小企業者等との契約目標の設定、受注機会の増大のための措置等を盛り込んだ基本方針を策定するとともに、国等の契約の実績の概要を公表すること。
- 二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律を改正し、市区町村の役割を明確化することにより積極的な関与を促し、また、一般社団法人等が地域産業資源を活用した商品等の需要の動向に関する情報提供等を行う地域産業資源活用事業を支援すること等により、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進する仕組みを創設すること。
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、中小企業基盤整備機構の業務について、地域産業資源を活用した事業活動を促進するための市区町村を通じた貸付けを追加し、また、各省各庁等の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るための情報提供等を新たに行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度の終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需契約の総発注量に占める創業10年未満の新規中小企業者の割合等を明示すること。
- 二 官公需における中小企業者の受注率を高めることにより、随意契約や一社発注などの比率が必要以上に高まり、競争が後退することのないよう、契約の競争性・透明性の確保と適正化により一層努めること。なお、官公需の発注に際しては、国等は小企業者（おおむね従業員5人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達への推進等に関する法律に基づき適切な調達業務がなされるよう、当該法律をはじめとす

る官公需に係る法制度・施策を個々の発注担当者に十分理解させるべく周知徹底に努めること。併せて、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しては、国等の契約の基本方針に協力雇用主に対する配慮を盛り込む等、政府全体で支援の推進に努めること。

三 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策が必ずしも十分な成果を挙げられなかったことに対する評価及び検証を十分に行った上で、ベンチャー企業が起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等、適切かつ総合的な支援に努めること。

四 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を適切に把握すべく関係自治体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。

五 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業者を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。

六 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。同時に、同機構の貸付け業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題及び会計検査院の指摘を踏まえ、国民負担を増大させることがなきよう債権管理に努めること。

七 中小企業者に対する各種支援施策については、非常に多数の施策が用意されている上、施策が短いサイクルで頻繁に変更されることから、事業者にとって分かりにくいものとなっていることに鑑み、施策の積極的な周知に努めるとともに、種々の施策の再評価を行った上で類似した施策の統合や整理を行い、利用者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。

○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、我が国のイノベーションを促進するため、研究者の研究開発活動に

対するインセンティブの確保及び企業の知的財産戦略の迅速かつ確実な実施を図るための環境整備、企業の知的財産の取得・維持に係る負担軽減並びに知的財産権に係る国際的な制度調和等を図ることにより、知的財産の適切な保護・活用を実現するための環境整備を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法の改正

1 職務発明制度の見直し

職務発明に関する特許を受ける権利について、権利発生時から企業等に帰属させることを可能とするとともに、従業者等が企業等に同権利を取得等させた場合には、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（以下「相当の利益」という。）を受ける権利を有すること。また、企業等と従業者等が相当の利益の内容を決定するための手続に関する指針の策定を法定すること。

2 特許法条約の実施のための規定の整備

外国語出願における書面等の翻訳文の提出を期間内に完了できなかった場合における救済規定の整備等を行うこと。

3 特許料の改定

特許料を引き下げること。

二 商標法の改正

出願時の特例の適用を受けるための証明書の提出を期間内に提出することができなかった場合における救済規定の整備等商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行うとともに、商標の登録料及び更新登録料等を引き下げること。

三 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査手数料等について、日本語及び外国語別の料金体系に改正すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

五 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、特許料の引下げ等に係る規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 職務発明制度の見直しについては、従業者と使用者の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。
- 二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利となるよう保障すべく、「指針」において企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫が生かされるよう具体例等を例示すること。また、同指針の策定に当たっては、策定に係る検討メンバーに労使代表をはじめ幅広く関係者を参加させるとともに、職務発明制度に係る苦情処理のあり方等について明示するなど、企業の予見可能性と従業者等の処遇との均衡を図るよう適切な措置を講じること。さらに、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用について、適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。
- 三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直しについては、特許権等の取得・維持に係る中小・小規模企業等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上での重要性に鑑み、附則の見直し期間にかかわらず施行状況を見つつ、適宜検討・見直しを行うこと。
- 四 特許特別会計において、収支バランスを適切に確保することが重要であることに鑑み、これまでの特別会計改革の議論や会計検査院の指摘を踏まえ、今後とも、可能な限り利用者の負担軽減に務めるとともに、特許料等のあり方について、適宜、柔軟な見直しを行うこと。
- 五 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

○不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、我が国の産業競争力の維持及び強化を図るため、事業者が保有する営業秘密の漏えいに対する抑止力を向上させること等により、営業秘密の保護を一層強化するため、刑事及び民事上の措置を講じようとするものであり、そ

の主な内容は次のとおりである。

一 刑事規定の見直し

- 1 営業秘密侵害罪について、罰金額及び法人処罰に係る罰金額の上限の引上げを行うとともに、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限の引上げ（海外重課）を行うこと。また、営業秘密侵害行為により生じた財産等を没収することができるものとする。
- 2 営業秘密侵害罪を非親告罪とするとともに、その未遂行為についても処罰対象とすること。
- 3 不正開示が介在したことを知りながら営業秘密を取得して、転売等した者、営業秘密を侵害していることを知りながら営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等した者、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について日本国外において不正に取得等した者を処罰対象とすること。

二 民事規定の見直し

- 1 営業秘密を侵害していることを知りながら譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等を差止め等の対象とすること。
- 2 訴訟手続における原告の立証負担を軽減するため、被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定すること。
- 3 営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利に係る除斥期間を延長すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、事業者及び労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、刑事罰の対象となる具体的行為類型を明確にするとともに、事業者及び労働者の日常業務や正当な行為が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すなど、その趣旨・内容について、事業者及び労働者双方に周知徹底を図ること。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られる

よう努めること。

- 二 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上という本改正が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間の連携や取締体制の拡充・強化に努めるとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りに努めること。また、今後の技術革新、諸外国の制度動向、経済社会情勢の変化等を踏まえ、さらなる営業秘密の保護強化に向けて、「営業秘密管理指針」を含む営業秘密の保護の在り方等について不断に調査・検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- 三 中小企業の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、中小企業の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、営業秘密の流出防止対策だけでなく、オープン・クローズ戦略をはじめとする知的財産戦略について普及啓発を行い、相談体制の充実・強化など中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。
- 四 政府は営業秘密をはじめとする知的財産の重要性に鑑み、アジアをはじめ他国に対して、営業秘密侵害行為に対しての取り締まり強化や、法制度の整備等を強く働き掛けること。また、制度を早急に確立されるように支援すること。

○貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化等

- 1 独立行政法人日本貿易保険を株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）とし、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 2 会社の保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国が会社に対し意見を述べることを可能とすること。
- 3 一定の海外事業を行うための国内事業者への融資等を貿易保険の対象とすること。

二 貿易再保険特別会計の廃止等

貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理を会社に一元化する

とともに、保険金の確実な支払を担保するため、会社の資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、今後拡大する利用者ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発など職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の選任にあたっては、適材適所を徹底し、「天下り」の批判を受けることのないよう、既往の閣議決定の方針に沿って監督を行うこと。
- 二 株式会社日本貿易保険による貿易保険事業の経理の一元化に当たり、事業の運営については、経営状況、財務状況、業務内容、調達情報等の情報公開について適切な措置を講じるとともに、政府による監督は「経営の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。また、株式会社日本貿易保険が他の民間保険会社等と比して競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、適切な対応を行うこと。
- 三 貿易保険及び貿易再保険の引受け基準の策定に当たっては、政策意図の反映等の国との一体性を確保しつつ、貿易保険事業が戦争やテロ等によって生じる通常の保険によって救済することのできない損失を填補するリスクの高いものであることを踏まえ、中長期的に収支相償の原則が維持されるとともに、貿易保険が利用者の安定的な事業運営に資するものとなるよう十分に考慮し、大幅な剰余金が生じた場合には、利用者等に適切に還元すること。また、保険料率の設定については、貿易保険の利用者に配慮するとともに、履行担保制度に基づく財政上の措置が極力実施されることのないよう強固な財務基盤の構築に資するものとする。

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）要旨

本案は、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展し、今後、多くの経営者が引退期に入ることから、事業の承継が重要な経営課題となっていることに鑑み、中小企業・小規模事業者における経営の承継を円滑化するための措

置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 親族外承継の割合が増加しつつあることを踏まえ、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を改正し、遺留分に係る民法特例の対象を親族外へ拡大すること。
- 二 小規模事業者の事業の承継を円滑化するため、小規模企業共済法を改正し、個人事業者が親族内で事業を承継した場合等の共済金を引き上げるとともに、小規模企業共済制度の利便性向上のために掛金の変更を柔軟化する等の措置を講じること。
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務に、中小企業者の旧代表者や後継者等に対する助言業務を追加すること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 遺留分に関する民法の特例措置については、制度創設以来地域や企業規模毎に活用件数の差があることを含め、全体として必ずしも十分に活用されているとは言えない状況を踏まえ、中小企業支援を担う各関係機関とも協力しながら、制度の存在や利点及び手続方法等について中小企業に十分認知されるよう周知徹底に努めること。
- 二 相続税及び贈与税の納税猶予制度等については、その利便性に対して様々な指摘があったところ、本年1月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。
- 三 小規模企業共済資産については、安全かつ確実な運用を行うとともに、加入者数の増加に努めながら、収支の安定化ひいては制度の長期的安定の確保に最大限の努力を払うこと。また、予定利率の改正や付加共済金の支給率の決定等については、加入者のニーズに応えるとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 目的に雨水出水（以下「内水」という。）を追加するとともに、都道府県知事等は、内水及び高潮に係る水位情報を水防管理者等に通知等しなければならないこと。
- 2 洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、想定し得る最大規模の降雨に変更するとともに、都道府県知事等は、新たに内水及び高潮に係る浸水想定区域を指定すること。

二 下水道法の一部改正

- 1 下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水のみを排除するための下水道を雨水公共下水道として整備することができること。
- 2 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準は政令で定めること。また、事業計画に定めるべき事項に排水施設の点検方法及び頻度を追加し、これらが当該技術上の基準に適合していなければならないこと。
- 3 公共下水道管理者は、浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設について、当該施設の所有者等との間の管理協定に基づき管理できること。
- 4 公共下水道の排水施設の暗渠部分等に、民間事業者等が熱交換器等を設置することができること。
- 5 2以上の公共下水道管理者等は、下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとともに、協議会の構成員は協議結果を尊重しなければならないこと。

三 日本下水道事業団法の一部改正

日本下水道事業団は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設及び維持管理等を行うことができるとともに、地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における実施体制等を勘案して適当で

あると認められる場合は、当該地方公共団体の下水道工事を代行できること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に行わせる等の措置を講じるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 機構は、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 2 機構は、1の業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないこと。
- 3 国土交通大臣は、2の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこと。
- 4 2の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処すること。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

- 1 機構の業務の範囲に、一の1の業務を行うことを追加すること。
- 2 機構の業務の範囲から、高度船舶技術開発等業務、基礎的研究業務等を削除すること。
- 3 機構は、1の業務の一部を金融機関に委託することができること。
- 4 機構の役員及び職員は、1の業務及び船舶共有建造業務等に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、これに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 今回の出資の対象となる事業は民間が主体で行うべきであることから、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がこの事業を行う新たな会社に出資するに当たっては、機構と地方自治体による出資を合わせて全出資額の2分の1未満とするよう努めること。
- 二 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。
- 三 機構は、サービスの提供開始から10年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。
- 四 機構は、その出資の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。
- 五 機構が出資しようとする事業は、まちづくり等の地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺環境悪化をもたらすことがないようなものであること。
- 六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外すること。

二 指針の策定等

- 1 国土交通大臣は、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、九州旅客鉄道株式会社（分社化や事業譲渡等の結果、実質的に同視し得る者も含む。以下「新会社」という。）がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする
こと。
 - 2 指針は、鉄道事業に関する新会社とＪＲ各社間における連携及び協力の確保に関する事項、現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項並びに同種の事業を営む中小企業者への配慮に関する事項について定めるものとする
こと。
 - 3 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があると認めるときは、新会社に対し、必要な指導及び助言をすることができる
こと。
 - 4 国土交通大臣は、指針に照らし、正当な理由がなく新会社が指針にのっ
とった事業経営を行っていないと認めるときは、必要な措置をとるべき旨
の勧告をすることができ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する
ことができること。
 - 5 国土交通大臣は、4の公表の後において、新会社がなお正当な理由がな
く勧告に係る措置をとらなかった場合で、利用者の利便の確保等が著しく
阻害されている事実があるときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ず
ることができること。
 - 6 新会社が5の命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取
締役又は執行役は、100万円以下の過料に処すること。
- 三 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定め
るところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、経営安定基金の
全額を取り崩すものとする
こと。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 ＪＲ九州は、純民間会社化後においても、施設の老朽化対応等の設備更新

や運賃・料金を適切な水準に維持するよう鋭意努めるとともに、輸送の安全があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることに鑑み、輸送の安全の確保に万全を期すこと。また、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保に努めること。

二 JR九州は、今般の法施行後にあっても、できる限り経営努力により地方鉄道路線維持に努めるとともに、取り巻く環境の変化等を十分踏まえ、引き続き沿線地域の交通利便の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること。

三 JR九州は、関連事業分野において事業展開をするに際しては、大量の利用者が集散する駅施設を保有すること等を十分に留意し、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等に適切な配慮を図ること。

四 本法附則第2条第1項の指針は、JR九州の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。

五 本法附則第7条の経営安定基金の取り崩し及び振替に際しては、JR九州の安定的経営が長期的に可能となるよう十分配慮するとともに、JR九州の経営の自由度が確保されるよう留意すること。

六 国等は、九州地区における鉄道を取り巻く厳しい経営環境を十分勘案し、適切な輸送の確保に向けて、適切な支援措置を講じること。

七 JR北海道及びJR四国は、経営自立に向けた経営基盤の確立に努めるとともに、国は、両社を取り巻く現下の厳しい経営環境に鑑み、引き続き安全な輸送サービスの提供に資する鉄道インフラ基盤の維持・強化等に対して所要の支援措置を講じること。

八 JR貨物は、経営基盤の確立に努めるとともに、国は物流政策として掲げる物流モーダルシフトの促進を目的として引き続き適切な支援措置を講じること。

九 人口減少や少子化等、鉄道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通政策基本法の理念に則り、JRは、民営鉄道やバスなどとの連携を深めるとともに、国は、公共交通全体を見据えた輸送のあり方とJRの位置づけを踏まえつつ、上下分離方式など、地域との更なる連携に向けた具体的方策について検討を図ること。

十 国は、各鉄道事業者において、今後とも高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため駅等鉄道施設のバリアフリー化を推進するよう必要な支援を行うこと。

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案 (内閣提出第46号) 要旨

本案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路運送車両法の一部改正

- 1 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものについて、新規検査等の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出により、国土交通大臣への現車提示を省略できること。
- 2 国土交通大臣は、自動車の所有者から自動車登録番号標（以下「ナンバープレート」という。）の交換の申請があったときは、これを認めること。
- 3 自動車は、ナンバープレートを国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他これに記載された自動車登録番号の識別に支障が生じない方法により表示しなければ、運行の用に供してはならないこと。
- 4 国土交通大臣は、改善措置の勧告及び届出の施行に必要な限度において、自動車の装置のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるもの等を製作し、又は輸入した装置製作者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができること。
- 5 国土交通大臣は、申請により、複数の型式の自動車に共通して使用される共通構造部をその型式について指定することとし、指定を受けた共通構造部は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合しているものとみなすこと。また、外国が行う指定に相当する認定等を受けた特定の共通構造部については、自動車の型式の指定に際し、国土交通大臣の指定を受けたものとみなすこと。

二 自動車検査独立行政法人法の一部改正

- 1 法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めること。
- 2 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）とすること。
- 3 機構の業務として、統合前の各法人の業務に加え、共通構造部の保安基

準適合性審査及び自動車の登録に係る確認調査を追加すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）要旨

本案は、国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改め、独立行政法人航海訓練所を独立行政法人海技教育機構に統合するとともに、独立行政法人都市再生機構の業務の実施方法の見直し、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正

国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、その名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とすること。

二 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合すること。

三 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

- 1 独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の賃貸住宅の建替えに係る業務に、複数の賃貸住宅の機能を集約するために行う、現に存する賃貸住宅に近接する土地における建替えを加えること。
- 2 都市再生機構は、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができること。

四 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

独立行政法人奄美群島振興開発基金について、役員及び職員に守秘義務を課すとともに、罰則に関するみなし公務員規定を新設するほか、金融庁検査を導入すること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

漏なきを期すべきである。

- 一 独立行政法人都市再生機構による近接地への建替事業等の実施に当たっては、居住者の声を十分に聴くとともに、居住者の居住の安定の確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮すること。
- 二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取組を一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更にあたっては、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。
- 三 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所の統合にあたっては、近年の内航船員の著しい高齢化や外航日本人船員の減少により、日本人船員の育成・確保が重要となっていることに鑑み、日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など万全の措置を講ずること。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能（以下「省エネ性能」という。）の向上を図るため、国土交通大臣による基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ性能基準」という。）への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、建築物の省エネ性能の向上に関する基本的な方針を定めなければならないこと。
- 二 建築主は、住宅以外の大規模な建築物の新築等をしようとするときは、当該建築物を省エネ性能基準に適合させなければならないとともに、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないこと。
- 三 建築主は、二以外の一定規模以上の建築物の新築等をしようとするときは、当該行為に係る建築物の省エネ性能の確保のための計画を所管行政庁に届け出なければならないとともに、所管行政庁は、当該計画が省エネ性能基準に

適合せず、必要と認めるときは、計画の変更等の指示等を行うことができること。

四 国土交通大臣は、特殊の構造又は設備を用いる建築物について、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う評価に基づき、当該建築物が省エネ性能基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の認定をすることができること。

五 国土交通大臣は、多数の一戸建ての住宅を新築する住宅事業建築主に対し、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の基準に照らして省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、その旨の勧告等を行うことができること。

六 建築物の新築、修繕等をしようとする建築主等は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、その計画が建築物の省エネ性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準等に適合している旨の所管行政庁の認定を受けることができるとともに、基準に適合させるための措置に伴い増大する一定の床面積について容積率制限の対象から除外するものとする。

七 建築物の所有者は、当該建築物について省エネ性能基準に適合している旨の所管行政庁の認定を受けることができるとともに、当該建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、当該認定を受けている旨を表示することができること。

八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、建築物の省エネ性能基準への適合義務等に係る規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとする。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政庁その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

二 今後の適合義務の対象拡大については、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進するとともに、届出制度の的確な運用により、義務

化に向けた適合率の向上を図ること。

- 三 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。併せて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。
- 四 建築物エネルギー消費性能基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、将来の基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすることについて検討すること。
- 五 建築物のエネルギー消費性能について、統一かつわかりやすい表示の方法を早期に確立するとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。併せて、建築物の設計者に対し、建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。
- 六 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果をわかりやすく説明し、本法施行への協力を求めること。特に、住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの防止など居住者の健康の維持や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表するとともに、国民の理解を深めるよう努めること。
- 七 住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。
- 八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。
- 九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等に当たっては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。

○航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）要旨

本案は、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機等であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（超軽量のものなどを除く。）を「無人航空機」と定義すること。
- 二 空港周辺など航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域及び人又は家屋の密集している地域の上空においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないこと。
- 三 無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、日中において、周囲の状況を目視により常時監視し、人又は物件との間に距離を保って飛行させなければならないが、祭礼等多数の者が集合する場所の上空の飛行、危険物等の輸送及び物件の投下をしてはならないこと。
- 四 都道府県警察等による事故の捜索及び救助等緊急性のある目的のために行う無人航空機の飛行については、二及び三の規定は適用しないこと。
- 五 二又は三の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処すること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 七 政府は、無人航空機に関連する技術の進歩の状況、無人航空機の利用の多様化の状況その他の事情を勘案し、無人航空機の飛行の安全に一層寄与し、かつ、無人航空機を使用する事業の健全な発展に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 無人航空機による事故やトラブル等を防止するため、飛行のルールを遵守させることができるよう関係機関との連携を図るとともに、事故等を未然に防止する方策を検討し、航空機の安全運航と国民の安全・安心に資するべく努めること。
- 二 無人航空機は、インフラ点検や農薬散布等に広く利用されており、今後も災害対応や新たな事業創出など更なる普及が見込まれることから、無人航空

機の飛行にあたっての承認等においては、安全な飛行を大前提として柔軟に対応すること。

三 無人航空機は、産業への活用のみならず、趣味として飛ばすことを楽しみたい人の需要もあることから、飛行の禁止空域として定める人又は家屋の密集する地域の設定にあたっては、十分考慮すること。

四 無人航空機の飛行のルールへの遵守は、国民の理解を得ることが重要であり、児童等による使用も見込まれることから、解りやすく丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めること。

○半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号） 要旨

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的規定において、国土の保全等半島地域が我が国において担っている役割を明記するとともに、多様な主体の連携及び協力の促進を位置付け、あわせて、半島地域における定住の促進を図ることを追加すること。

二 半島振興計画に定める事項として、交通通信の確保、就業の促進、医療の確保等及び防災体制の強化に関する事項を追加すること。

三 国は、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずること。

四 半島地域市町村は、産業振興促進計画を作成して主務大臣の認定を受けることができることとし、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、補助金等適正化法の特例等が認められること。

五 国及び地方公共団体の配慮規定に、地域公共交通の活性化及び再生、情報通信の利用機会の格差の是正、産業の振興、就業の促進、生活環境の整備、医療の確保、介護サービスの確保等、観光の振興、多様な人材の育成のための教育の充実、防災対策の推進に係る事項を追加すること。

六 半島振興計画に係る主務大臣について、新たに文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加すること。

七 半島振興法の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長すること。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。

**○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成27年3月31日に入港禁止の期間を平成29年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 主務大臣は、水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。
- 二 何人も、水銀鉱を掘採してはならないものとする。
- 三 特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、主務大臣は、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとする。
- 四 既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければ、その製造又は販売をしてはならないものとする。
- 五 国、市町村及び事業者は、水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 六 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であって、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならないものとする。
- 七 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行ってはならないものとする。
- 八 主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）が、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとするとともに、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、必要な勧告ができるものとする。また、一定の要件に該当する水銀等貯蔵者は、定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならないものとする。
- 九 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者（以下「水銀含有再生資源管理者」という。）が、その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとする。

もに、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、必要な勧告ができるものとする。また、水銀含有再生資源管理者は、定期的に、主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならないものとする。

十 この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画については、関係行政機関の一層の連携のもと、地方公共団体及び関係事業者等の意見を十分反映した上で早期に策定するとともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する措置が総合的かつ一体的に推進されるよう十分配慮すること。また、適時適切に計画の見直しを行い、その実効性を中長期的に担保していくこと。

二 水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収・処理を確実に行的っていくため、国は回収等の枠組みの構築に積極的に関与するとともに、水銀使用製品の製造・輸入者に対し、製品を製造・輸入した責任を踏まえ積極的に回収を促す等の措置を講ずること。また、廃金属水銀等の長期的管理において、国は積極的に関与し、国民の安全と安心を確保していくこと。

三 水銀による環境の汚染を防止するためには水銀に関する正しい知識が重要であることに鑑み、官民一体となってその知識の普及啓発に取り組むこと。

四 水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収を徹底していくため、積極的な広報に努めるとともに、普及啓発を効果的に行っていくこと。その際、財政的支援を含め市町村等の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。

五 退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行うスキームを早期に構築、実施すること。

六 水俣病の経験と教訓を踏まえ、国際的な水銀対策を牽引すべき我が国は、水銀を多く使用・排出している途上国の水銀に関する水俣条約への参加を促進するため、能力形成及び技術援助等の支援により貢献していくこと。また、我が国の優れた水銀の使用・排出低減技術やリサイクルシステム等の水銀管

理技術の海外展開を図っていくための体制を構築し、世界的な水銀使用の低減に寄与していくこと。

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に条約の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）の排出の規制を追加すること。
- 二 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないものとする。
- 三 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、条約の規定に基づき規制が必要な施設（以下「水銀排出施設」という。）の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めるものとする。
- 四 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
- 五 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。
- 六 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- 七 都道府県知事は、六の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものと

すること。

八 水銀排出施設以外の施設で、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取組を実施することを責務として求めることとすること。

九 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 水銀に関する水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、要排出抑制施設の設置者の自主的取組のみならず、実効的な水銀等の大気への排出抑制策となるよう、中央環境審議会等の評価を踏まえ必要に応じた措置を随時講ずること。

二 水銀等の大気への実効的な排出抑制を実現するため、事業活動に伴う水銀等の大気への排出の状況に大幅な変化が見込まれる場合には、臨機応変に排出規制・排出抑制措置が講じられるよう、制度の在り方について検討すること。

三 国が水銀等の大気中への排出状況を把握することは、水銀に関する水俣条約で規定される目録の作成においても必要不可欠なものであることに鑑み、事業者が水銀等の大気中への排出状況の報告を求めるための実効ある枠組みを構築すること。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

1 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないものとするとともに、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、分別、再生利用等によりそ

の減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならないものとする
こと。

- 2 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、1の処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。
- 3 環境大臣が定めなければならないこととされている基本方針において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を追加するものとする。
- 4 都道府県が定めなければならないこととされている廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を追加するものとする。
- 5 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続の簡素化を行うものとする。

二 災害対策基本法の一部改正

- 1 環境大臣は、大規模災害の指定があったときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めるものとする。
- 2 環境大臣は、1の指定があったときであって、指定災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合において、当該地域内の市町村の長から要請があり、当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、1の処理に関する指針に基づき、当該市町村に代わって当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができるものとする。とし、所要の措置を講ずるものとする。

三 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 今回の法改正に盛り込まれなかった放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制について、早急に法整備を含めた対応を検討し、万が一原子力災害が起きた場合に備えること。

あわせて指定廃棄物の処理について各地域で混乱を招いていることから、処理促進についての法整備を含めた議論を加速化し、早急に対策を講ずること。

二 災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理する一環で実施した際に得られた知見も踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理を大前提としつつ、地域の実情や経済性も考慮した上で、必要に応じ廃棄物処理指針の中に位置付けられ、効率的に処理が行われることとなるよう、関係機関と十分に協議すること。

三 廃棄物処理施設の設置等に係る手続の簡素化、処理の再委託及び再生利用については、廃棄物の迅速な処理や減量化を進めるために必要性を認識するものの、不適正処理を誘発するおそれがあることに鑑み、適正な処理を確保するため厳格な条件を付すなど十分に配慮すること。

四 大規模災害における災害廃棄物の処理には莫大な費用が必要になることから、地方自治体の負担に対する不安を払拭するためにも、十分な財政上の措置を講ずるよう努めること。

五 東日本大震災では既存の廃棄物処理施設が地震や津波で損壊し、処理が遅れたことから、地震や水害で稼働不能とならないよう施設の強靱化に向けた整備、予算の確保など十分な災害対策を講ずるよう努めること。

また、地域の災害対応拠点となる廃棄物処理施設について、避難所等への電気や熱エネルギーの供給施設としても機能することとなるよう、地方自治体の取組を支援すること。

六 大規模災害発生時には、甚大な被害により被災地域のみで処理体制を確保することが困難な場合も想定されるため、災害廃棄物の発生量の推計及びその処理に係る最新の科学的・技術的知見を集積し、被災地域を支援するための体制を整備すること。

また、自然生態系の有する防災・減災機能が災害廃棄物の発生を抑制し、被災地域の負担軽減に資することから、今後のインフラ整備において活用するよう努めること。

○琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（環境委員長提出、衆法第35号）要旨

本案は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態

系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること等に鑑み、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針

主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めなければならないものとする。

二 琵琶湖保全再生計画

滋賀県は、一の基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができるものとする。

三 財政上の措置

国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

四 関係者の協力

主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

五 琵琶湖保全再生推進協議会

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができるものとする。

六 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策

国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生に関し、水質の汚濁の防止のための措置、湖辺の自然環境の保全及び再生等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第22号）要旨

本案は、瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨とし、その施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、瀬戸内海を豊かな海とするための取組の推進と併せて講じられるとともに、湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならないものとする。
- 二 政府は、一の基本理念にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）を策定するとともに、おおむね5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとする。
- 三 関係府県知事は、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定めようとするときは、関係のある湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。
- 四 国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。
- 五 漂流ごみ・海底ごみ等の除去、生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼすおそれのある動植物の駆除、水産動植物の繁殖地の保護・整備等、貧酸素水塊の発生機構の解明等、自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記、環境大臣による環境の状況の定期的な調査とその結果の反映の法定化等についての規定を整備すること。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。
- 七 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要がある

と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八 政府は、この法律の施行後5年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 改正後の本法第4条の2第2項の規定に基づき地方公共団体に対して行う財政的措置を伴う援助については、法の趣旨を十分に踏まえ、その必要性、効率性、有効性等を事前に十分精査した上で行うこと。
- 二 瀬戸内海における水質、底質、生態系及び水産資源の状況についてのこれまでの推移と現状を総括し、その要因に関する共通理解を得るための調査研究を進めるとともに、基本理念に掲げられた生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策を推進すること。
- 三 瀬戸内海の埋立て後長期間にわたって利用されていない未利用地について、現状把握のための調査を速やかに実施するとともに、埋立てを厳に抑制すべきものとした従来の方針に鑑み、未利用地や既存施設の活用が新たな埋立てに優先して行われることとなるよう、地方公共団体に対し情報提供等必要な措置を講ずること。

【安全保障委員会】

○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出第20号）要旨

本案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達（専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が5か年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。以下同じ。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。以下同じ。）に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降10か年度以内とすること。
- 二 防衛大臣は、国が特定防衛調達について債務を負担する会計年度の予算について概算の閣議決定があったときは、遅滞なく、当該特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の推計額を公表するものとする。
- 三 防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによって縮減される経費の推計額を公表するものとする。
- 四 この法律は、公布の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失うこと。
- 五 この法律の施行及び失効に伴い必要となる経過措置を定めること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 防衛大臣が特定防衛調達の対象となる装備品等を財務大臣と協議して定める際の基準については、当該調達の透明性等を確保する観点から、明確化するよう努めるとともに、できる限り国民に対して透明性を確保し得る仕組みを構築するよう努めること。
- 二 長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の

向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主体的に算定できるよう、体制や制度の整備に向けた取組を行うこと。

- 三 防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえって効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加すること。
- 二 自衛官の定数を24万7,154人に改めること。
- 三 内部部局の所掌事務に、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関することを追加すること。
- 四 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による防衛大臣補佐が幕僚長による防衛大臣補佐と相まって行われるよう両者の関係に関する規定を改めること。
- 五 統合幕僚監部の所掌事務に、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関することを追加すること。
- 六 技術研究本部及び装備施設本部を廃止し、防衛省の外局として防衛装備庁を新設すること。また、防衛装備庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定める等所要の規定の整備を行うこと。
- 七 航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第9航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第9航空団司令部の名称及び所在地を規定すること。
- 八 即応予備自衛官の員数を8,075人に改めること。
- 九 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 防衛装備庁においては、装備品等の調達に際して、より適正かつ効率的に遂行していけるよう、入札を含め契約の公正性・透明性の一層の確保及びコスト管理の徹底を図るとともに、職員に対する教育の充実等にも取り組んでいくこと。
 - 二 防衛省の統合運用機能が強化されることを受けて、統合幕僚監部と内部部局との連携が確保されるよう、自衛官と自衛官以外の職員のそれぞれの能力が相互の連携の下で十分に発揮されるような適切な配置その他職員が一体的に所掌事務を遂行するための体制の整備に取り組むとともに、内部部局と統合幕僚監部との連携の在り方について不断の見直しを行うこと。
 - 三 国民の自衛隊に対するこれまで以上の信頼を得るため、終戦までの経緯を深く反省し、また、これまでの国会における文民統制に関する政府答弁を十分に踏まえ、国会、内閣、防衛省における厳格な文民統制が、本法の施行後も引き続き維持される旨を、防衛大臣を始め、政府から明確に絶えず国民に向け発信すること。
 - 四 防衛省内の総合調整を行うに当たり、内部部局、防衛装備庁、統合幕僚監部その他各機関が所掌事務に関し統一的な役割分担及び協力を、業務の遂行に際して行うよう努めること。
 - 五 航空自衛隊第9航空団の新編に伴い増大することが予想される那覇空港周辺の騒音等に係る地元負担を軽減するため、防衛省は各種施策を用いるよう努めるとともに、那覇空港の管理者である国土交通省と緊密に協議を行い、民生安定施設の助成の充実強化を図ること。
- 右決議する。

【予算委員会】

○平成26年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入を計上し、あわせて公債金の減額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成26年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	95,882,303 百万円
補正	3,118,035 百万円
計	99,000,338 百万円

歳出

当初	95,882,303 百万円
補正	3,118,035 百万円
計	99,000,338 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入		1,725,000 百万円
2 政府資産整理収入		7,085 百万円
3 雑収入		107,754 百万円
(1) 雑収入		96,467 百万円
(2) 雑収入（復興財源）		11,287 百万円
4 公債金	△	757,100 百万円
(1) 公債金		575,000 百万円
(2) 特例公債金	△	1,332,100 百万円
5 前年度剰余金受入		2,035,296 百万円
(1) 前年度剰余金受入		1,062,179 百万円
(2) 前年度剰余金受入（復興財源）		973,117 百万円

計		3,118,035 百万円
歳出		
1 生活者への支援等関連経費		1,185,379 百万円
2 地方の活性化関連経費		578,311 百万円
3 災害・危機等への対応関連経費		757,789 百万円
4 地方交付税交付金		953,823 百万円
5 その他の経費		446,284 百万円
6 既定経費の減額	△	1,787,956 百万円
7 東日本大震災復興特別会計へ繰入		984,404 百万円
計		3,118,035 百万円

○平成26年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、東日本大震災復興特別会計等9特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等2特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	54,109,956	52,756,611
補正	1,160,061	1,151,961
計	55,270,017	53,908,572

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	214,086,088	214,086,088
補正	△ 3,058,037	△ 3,058,037
計	211,028,051	211,028,051

3 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
投資勘定		
当初	317,423	317,423
補正	385,578	22,997

計	703,001	340,420
4 エネルギー対策特別会計		
	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定		
当初	2,429,832	2,429,832
補正	328,391	328,391
計	2,758,223	2,758,223
(2) 電源開発促進勘定		
当初	363,561	363,561
補正	2,780	2,780
計	366,341	366,341
5 東日本大震災復興特別会計		
	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	3,646,408	3,646,408
補正	473,599	473,599
計	4,120,007	4,120,007

以上のほかに、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計及び自動車安全特別会計である。

○平成26年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を2,135,000百万円から2,145,000百万円に改めることとする。

2 農林水産業者向け業務

借入金の限度額を174,000百万円から224,000百万円に改めることとする。

と。

3 中小企業者向け業務

借入金の限度額を1,470,000百万円から1,490,000百万円に改めることとする。

○平成27年度一般会計予算

本予算は、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図るため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して0.4%増の72兆8,912億円であり、また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を4兆3,870億円下回る36兆8,630億円で、公債依存度は38.3%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入 54,525,000 百万円

成長志向に重点を置いた法人税改革として、課税ベースを拡大して税率を引き下げること、企業が収益力を高め、賃上げに積極的に取り組むよう促し、消費税については、税率10%への引上げ時期を平成29年4月とすること等とし、さらに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の延長・拡充や地方拠点強化税制の創設など、所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入 43,936 百万円

3 政府資産整理収入 288,679 百万円

4 雑収入 4,619,148 百万円

5 公債金 36,863,000 百万円

(1) 公債金 6,003,000 百万円

(2) 特例公債金 30,860,000 百万円

6 前年度剰余金受入 2,188 百万円

計 96,341,951 百万円

歳出

1 社会保障関係費 31,529,662 百万円

(1) 年金医療介護保険給付費 23,110,663 百万円

(2) 生活保護費	2,904,152 百万円
(3) 社会福祉費	4,859,142 百万円
(4) 保健衛生対策費	487,645 百万円
(5) 雇用労災対策費	168,061 百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保し、その際、消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて平成27年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」の全てのメニューの実施、介護職員に対する月額1.2万円の処遇改善、国民皆保険のセーフティネットである国民健康保険の財政基盤強化などに取り組むこととしている。あわせて、恒久化された基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに必要な財源を確保するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障4経費の増加（公経済負担）について、物価・賃金スライドによる年金額の改定への対応等を適切に行うこととしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して1兆30億円増となっている。

2 文教及び科学振興費	5,361,320 百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	1,528,404 百万円
(2) 科学技術振興費	1,285,727 百万円
(3) 文教施設費	72,873 百万円
(4) 教育振興助成費	2,371,631 百万円
(5) 育英事業費	102,684 百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、イノベーションシステム改革と科学技術基盤の充実・強化等に取り組むこととしている。

3 国債費	23,450,702 百万円
4 恩給関係費	393,211 百万円
(1) 文官等恩給費	12,476 百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	361,020 百万円
(3) 恩給支給事務費	1,916 百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	17,799 百万円
5 地方交付税交付金	15,416,869 百万円

所得税及び法人税、酒税並びに消費税の収入見込額の一定割合に相当す

る額13兆5,500億円から、平成19年度及び20年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成27年度分の交付税の総額から減額することとされている額2,486億円を控除し、特例加算額等2兆1,155億円を加えた額を計上している。

6 地方特例交付金 118,868 百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7 防衛関係費 4,980,140 百万円

平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化、沿岸監視体制の整備、島嶼部攻撃への対応の強化等を図るとともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8 公共事業関係費 5,971,082 百万円

- (1) 治山治水対策事業費 844,772 百万円
- (2) 道路整備事業費 1,328,048 百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 420,822 百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 543,339 百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 122,806 百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 574,350 百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,996,554 百万円
- (8) 推進費等 67,312 百万円
- (9) 災害復旧等事業費 73,079 百万円

東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、国民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラの老朽化等の課題に対応するため、引き続き投資の重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

9 経済協力費 506,415 百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 185,618 百万円

中小企業・小規模事業者の革新及び地域の中小企業・小規模事業者の活性化並びに資金繰り対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費 898,511 百万円

「エネルギー基本計画」（平成26年4月11日閣議決定）の実現に向けて、省エネルギーの徹底的な推進や再生可能エネルギーの最大導入への取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費 1,041,684 百万円

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に沿って、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化などの構造改革を進めるとともに、輸出促進、6次産業化の推進等、農林水産業の競争力強化策への重点化を図ることとしている。

13 その他の事項経費 6,137,870 百万円

14 予備費 350,000 百万円

計 96,341,951 百万円

○平成27年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等14特別会計（平成27年度においては、森林保険特別会計を廃止することとしている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、403兆5,529億4,700万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、195兆814億9,300万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
53,716,961	52,575,879

歳入では、一般会計から15兆6,030億8,500万円を受け入れ、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に

基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として3,000億円を特例として受け入れ、地方法人税の税収の全額4,770億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として5,898億1,800万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から32兆8,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として16兆4,222億9,500万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税5,898億1,800万円）、国債整理基金特別会計への繰入として33兆2,786億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
206,845,476	206,845,476

一般会計から23兆4,497億3,700万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から64兆5,812億5,200万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融资特別会計等から6,301億7,800万円、租税1,401億円、公債金115兆7,768億1,800万円、復興借換公債金5,217億7,000万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入1兆4,428億4,900万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入295億8,000万円、運用収入1,321億4,400万円、東日本大震災復興運用収入57億4,400万円、雑収入1,351億5,100万円、東日本大震災復興雑収入1億5,300万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,622,337	1,608,999

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成26年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により、平成26年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆4,280億8,100万円を平成27年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	33,085,031	32,881,440

(2) 投資勘定	805,917	805,917
(3) 特定国有財産整備勘定	48,854	48,854

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を14兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、資源・エネルギーの安価かつ安定的な確保等を図ることとし、2,757億円（平成26年度当初予算額3,172億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,344,524	2,344,524
(2) 電源開発促進勘定	349,503	349,503
(3) 原子力損害賠償支援勘定	8,807,114	8,633,192

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	23,394,329	23,394,329
(2) 国民年金勘定	4,191,869	4,191,869
(3) 厚生年金勘定	44,134,539	44,134,539
(4) 健康勘定	10,377,839	10,377,839
(5) 子ども・子育て支援勘定	1,531,542	1,531,542
(6) 業務勘定	392,169	392,169

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆8,147億円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、9兆2,356億3,800万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

(平成24年法律第63号)に基づき、平成27年度(10月)より、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、119億1,000万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第一子・第二子)1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童(第三子以降)1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費等を計上し、歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆2,810億5,100万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
3,908,705	3,908,705

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第227条の規定による一般会計からの受入額5,882億3,100万円、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条第4項の規定により発行する公債に係る公債金収入2兆8,625億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成27年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
17,304	13,880

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,420億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資20億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	174,371	106,733
(2) 農林水産業者向け業務	58,605	53,492
(3) 中小企業者向け業務	128,208	66,177
(4) 信用保険等業務	292,854	764,653
(5) 危機対応円滑化業務	66,388	174,022
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	3,035	3,035

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で18兆7,445億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金590億円を予定している。

危機対応円滑化業務において、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに原材料・エネルギーコスト高等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として1兆320億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ8,320億円及び社債の発行による収入2,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金300万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円を出資すること

としている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等12億2,500万円を交付することとしている。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
928,348	909,895

資源の安定確保・輸入コスト低減・供給源多角化等の取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置き、1兆8,200億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、外国為替資金からの借入金1兆円、財政融資資金からの借入金2,500億円、社債の発行による収入5,200億円、貸付回収金等500億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
165,873	124,098

開発途上地域の政府等に対して、9,885億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金483億円、財政融資資金からの借入金3,766億円、国際協力機構債券の発行による収入1,200億円及び貸付回収金等4,436億円を予定している。

○平成27年度一般会計暫定予算

本暫定予算は、平成27年4月1日から4月11日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入総額262億8,900万円、歳出総額5兆7,592億9,000万円であって、5兆7,330億100万円の歳出超過となっている。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしている。

歳入

1 租税及印紙収入	20,000 百万円
2 雑収入等	6,289 百万円

歳出

1 社会保障関係費	2,156,223 百万円
(1) 年金医療介護保険給付費	1,924,812 百万円
(2) 生活保護費	124,432 百万円
(3) 社会福祉費	101,865 百万円

(4) 保健衛生対策費	5,009 百万円
(5) 雇用労災対策費	104 百万円
2 文教及び科学振興費	46,058 百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	41,037 百万円
(2) 科学技術振興費	2,992 百万円
(3) 教育振興助成費	2,029 百万円
3 国債費	14,901 百万円
4 恩給関係費	103,225 百万円
(1) 文官等恩給費	3,343 百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	95,993 百万円
(3) 恩給支給事務費	68 百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	3,821 百万円
5 地方交付税交付金	2,915,489 百万円
6 地方特例交付金	59,434 百万円
7 防衛関係費	155,221 百万円
8 公共事業関係費	34,925 百万円
(1) 治山治水対策事業費	11,325 百万円
(2) 道路整備事業費	15,572 百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	1,858 百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	2,625 百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	634 百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	2,553 百万円
(7) 災害復旧等事業費	359 百万円
9 経済協力費	3,759 百万円
10 中小企業対策費	425 百万円
11 食料安定供給関係費	1,961 百万円
12 その他の事項経費	256,669 百万円
13 予備費	11,000 百万円

○平成27年度特別会計暫定予算

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成27年4月1日から4月11日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

会 計 名	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
交付税及び譲与税配付金特別会計	3,997,287	3,074,924
国債整理基金特別会計	32,041,705	1,416,408
外国為替資金特別会計	72,224	65,846
労働保険特別会計		
労災勘定	105,331	105,331
雇用勘定	1,573	68,167
徴収勘定	41,095	2,154
年金特別会計		
基礎年金勘定	3,920,277	3,920,277
国民年金勘定	728,758	728,758
厚生年金勘定	3,313,540	6,999,538
健康勘定	820	215
子ども・子育て支援勘定	6,262	127
業務勘定	12,975	12,975
東日本大震災復興特別会計	30,330	30,330

以上のほか、地震再保険、財政投融资、エネルギー対策、食料安定供給、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成27年度政府関係機関暫定予算

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等4政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成27年4月1日から4月11日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

機 関 名	収 入（百万円）	支 出（百万円）
沖縄振興開発金融公庫	217	73
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	4,525	953
農林水産業者向け業務	308	219

中小企業者向け業務	3,238	451
信用保険等業務	5,468	21,743
危機対応円滑化業務	155	2,924
特定事業等促進円滑化業務	0	2
株式会社国際協力銀行	4,543	4,013
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		
	37	1,430

【決算行政監視委員会】

○平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成25年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から平成26年1月7日までの間において決定された254億25万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、汚染水対策に必要な経費、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費等6件である。

○平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成25年度特別会計予備費の予算総額8,626億1,610万円のうち、平成25年12月9日から平成26年3月19日までの間において決定された6億6,955万1,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別会計果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費の2件である。

○平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

本件は、平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定により平成25年6月25日から平成25年11月29日までの間において決定された68億4,715万円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費の増額等1特別会計の9件である。

【災害対策特別委員会】

○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）要旨

本案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を定めなければならないこと。
- 二 内閣総理大臣は、基本的な指針に基づき、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができること。
- 三 警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための火山防災協議会を組織すること。
- 四 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、警戒地域の指定があったときは、それぞれ、火山防災協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に所定の事項を定めなければならないこと。
- 五 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこと。
- 六 警戒地域内に存する一定の集客施設及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生時における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、同計画の定めるところにより避難訓練を行わなければならないこと。
- 七 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととし、登山者等においても火山の爆発のおそれに関する情報の収集等に努めること。
- 八 国及び地方公共団体が火山現象の研究及び観測のために努めることに、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を加えること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、その法律の有効期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長し、平成32年3月31日までとすること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出、衆法第5号）

要旨

本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 選挙権年齢等の18歳への引下げ

公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、18歳以上への引下げの措置を講ずること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。

三 選挙犯罪等についての少年法の特例等

1 選挙犯罪等についての少年法の特例

(一) 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならないこと。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないこと。

(二) 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこと。

2 検察審査会法等の適用の特例

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

四 民法の成年年齢等の引下げに関する検討

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）要旨

本案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めること。

選挙区	選挙すべき議員数	選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人（現行 4人）	宮城県	2人（現行 4人）
東京都	12人（現行 10人）	新潟県	2人（現行 4人）
長野県	2人（現行 4人）	愛知県	8人（現行 6人）
兵庫県	6人（現行 4人）	福岡県	6人（現行 4人）

- 2 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けること。

選挙区	選挙すべき議員数
鳥取県及び島根県	2人（現行 鳥取県2人・島根県2人）
徳島県及び高知県	2人（現行 徳島県2人・高知県2人）

二 参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

参議院選挙区選出議員の選挙のうち参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けること。

三 参議院合同選挙区選挙の管理執行体制の整備

参議院合同選挙区選挙の管理執行体制を整備するため、参議院合同選挙区

選挙管理委員会を設置する等所要の規定の整備を行うこと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用するものとする。
- 3 平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であって、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。
- 二 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなった時から、その効力を生ずるものとする。
- 三 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。
- 四 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。
- 五 内閣総理大臣は、一の特定駐留軍用地が段階的に返還される場合には、四にかかわらず、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間は、特定駐留軍用地跡地の指定の解除をしないことができるものとする。
- 六 特定駐留軍用地に関する特定事業の見通し、土地を譲渡しようとする場合の届出義務等、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等、土地の買取りの協議、土地の譲渡の制限及び土地の管理の規定は、特定駐留軍用地跡地について準用するものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行するものとする。

【東日本大震災復興特別委員会】

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、福島復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一団地の復興再生拠点整備制度の創設

避難解除区域等内の区域であって、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。）を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設を定めることができること。

二 帰還環境整備交付金の創設

土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業その他の住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業等の実施に要する経費に充てるため、帰還環境整備交付金を創設すること。

三 事業再開を支援するための課税の特例

避難指示（帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定の指示に限る。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人であって、避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律で定めるところにより、課税の特例の適用を受けることができること。

四 重点推進計画に定める研究開発拠点に係る研究開発分野の追加

福島県知事が作成する重点推進計画に定める取組の内容として、ロボットに関する研究開発を行う拠点整備を追加し、国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、ロボットに関する研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずること。

五 住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

国は、福島地方公共団体が行う相談体制の整備等の取組を支援するため必要な措置及び避難指示区域内における鳥獣被害を防止するため必要な措置を講ずること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用の前提となる除染を着実に進めること。
- 二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。
- 三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、ＪＲ常磐線等公共交通機関の早期復旧、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。
- 四 ロボット産業をはじめ、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。
- 五 自主的避難者を含め今なお約12万人が避難している福島の状態を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者をはじめとした避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援をはじめとした必要な措置を講ずること。
- 六 鳥獣被害に伴う避難指示区域内の家屋、農地の荒廃等の現状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。
- 七 福島を記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する各種施策を着実に講ずるため、平成28年度以降の復興支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源の確保への支援措置の強化を図ること。
- 八 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平成27年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害に伴い福島の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長について検討すること。

【地方創生に関する特別委員会】

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律（12法律）の改正を行うこと。

二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（8法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等並びに地域再生土地利用計画の作成及びこれに基づく開発許可の特例等を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域再生計画の記載事項について、次に掲げるものを追加するものとする

1 地方活力向上地域において、就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設を整備する事業に関する事項

2 集落生活圏において、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機

- 会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
- 3 2に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに関する事項
- 4 遊休工場用地等に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域における産業の現状その他の事情に照らして、安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項
- 二 一の1の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の1の事業を実施する法人等は、当該事業の実施に関する計画を作成することができるものとし、当該計画について、都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があるものとする。
- 三 一の2の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、集落生活圏について、地域再生土地利用計画を作成することができるものとするとともに、当該計画に係る記載事項、同計画に基づく農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置等について規定するものとする。
- 四 一の3の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、自家用有償旅客運送者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるものとする。
- 五 認定地域再生計画に記載されている一の4の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなすものとする。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等

の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家戦略特別区域法の一部改正

- 1 学校教育法等の特例として、グローバル人材その他の産業の国際競争力の強化等に寄与する人材の育成のため、公立学校の管理を民間に行わせることができるものとする。
- 2 児童福祉法等の特例として、保育の需要に応ずるため、都道府県知事が行う試験の合格者に、一定の期間は区域を限定する保育士の資格を付与するものとする。
- 3 出入国管理及び難民認定法の特例として、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とし、併せて創業人材について、一定の要件の下で入国を促進するものとする。
- 4 都市公園法の特例として、保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、保育所等の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合に許可するものとする。
- 5 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例として、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を原料とした研究用具の業としての製造を認めるものとする。
- 6 その他公証人法の特例、医療法の特例、水産業協同組合法の特例、国有林野の管理経営に関する法律の特例、国家公務員退職手当法の特例、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加するとともに、国及び関係地方公共団体は、法人の設立の手續に関する援助を一体的に行うことその他の措置を講ずるものとする。

二 構造改革特別区域法の一部改正

道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とするほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加するものとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会】

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）要旨

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 存立危機事態における防衛出動、在外邦人等の警護及び救出任務並びに自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に従事する合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用権限の追加、物品又は役務の提供の対象となる合衆国軍隊の活動範囲の拡大、国外犯処罰規定の整備等のため、自衛隊法を改正すること。
- 二 国際平和協力業務の実施対象として国連が統括しない国際連携平和安全活動の追加、国際平和協力業務の種類に安全確保及び駆け付け警護の追加、安全確保業務に従事する自衛官への任務遂行のための武器使用権限の付与等のため、国際平和協力法を改正すること。
- 三 対象事態として周辺事態から重要影響事態への変更、日米安保条約の目的達成に寄与する合衆国軍隊以外の外国軍隊等に対する支援活動の追加、戦闘行為が行われている現場での活動禁止原則の導入等のため、周辺事態安全確保法を重要影響事態安全確保法に改正すること。
- 四 船舶検査活動が重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法（内閣提出第73号）と相まって実施されるよう船舶検査活動法を改正すること。
- 五 法律の目的に武力攻撃事態等への対処に加えて存立危機事態への対処を追加するため、事態対処法を改正すること。
- 六 武力攻撃事態等における米軍行動関連措置法及び特定公共施設利用法の合衆国軍隊以外の外国軍隊への適用並びに存立危機事態における米軍行動関連措置法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の適用のため、それぞれの法律を改正すること。
- 七 国家安全保障会議の審議事項として存立危機事態、重要影響事態及び国際

平和共同対処事態への対処を追加するなど、同会議の審議事項を整理するため、国家安全保障会議設置法を改正すること。

八 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第73号）要旨

本案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 諸外国の軍隊等とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める等の国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいうこと。
- 二 協力支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。
- 三 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、協力支援活動若しくは搜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動（以下「対応措置」という。）のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求め、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないものとする。
- 四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。また、防衛大臣は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊による役務の提供及び搜索救助活動について、実施区域の指定を含む実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとともに、実施区域の全部又は一部において、当該活動を円滑かつ安全に実

施することが困難であると認める場合等には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならないものとする。

五 協力支援活動としての自衛隊の役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

六 この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

IV 決議案

【本会議】

○シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄君外14名提出、決議第1号）

今般、シリアにおいて、I S I Lが2名の邦人に対し非道、卑劣極まりないテロ行為を行ったことを強く非難する。

このようなテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されないものである。我が国及び我が国国民は、テロリズムを断固として非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を今後も堅持することをここに表明する。

我が国は、中東・アフリカ諸国に対する人道支援を拡充し、国連安保理決議に基づいて、テロの脅威に直面する国際社会との連携を強め、これに対する取組を一層強化するよう、政府に要請する。

さらに、政府に対し、国内はもとより、海外の在留邦人の安全確保に万全の対策を講ずるよう要請する。

最後に、本件事案に対する我が国の対応を通じて、ヨルダンを始めとする関係各国が我が国に対して強い連帯を示し、解放に向けて協力してくれたことに対し、深く感謝の意を表明する。

右決議する。

【委員会決議】

(総務委員会)

○地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件

地方公共団体が、住民生活に不可欠な行政サービスを安定的に提供しつつ、人口減少の克服や地方創生といった諸課題に取り組んでいく観点から、地方税財政基盤の確立が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 人口減少の克服や地方創生といった諸課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、地方創生の取組に要する経費については、長期的視点に立ち、継続的かつ安定的な財源を確保すること。
- 二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、今回の法定率の見直し後も引き続き多額の財源不足の発生が見込まれることを踏まえ、更なる法定率の引上げを始めとした抜本的な見直しについて検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 三 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方消費税率引上げの延期が地方の社会保障給付に及ぼす影響に適切に対処するとともに、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 四 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、地方財政の健全化と地域経済の再生に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 五 地方債については、地方債届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から必要な検討を行うとともに、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金

の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。

- 六 東日本大震災に係る復旧・復興事業の加速化を図るため、引き続き、入札不調への適切な対応策を講ずるなど、被災地方公共団体による復旧・復興事業が円滑に実施されるよう、万全な支援措置を講ずること。また、集中復興期間終了後においても、復興の現状に鑑み適切な措置を講ずるとともに、震災復興特別交付税等の取扱いについて検討を行うに当たっては、復旧・復興事業の実施によって被災地方公共団体の財政運営に支障が生ずることがないように、確実な財源の確保を期すること。
- 右決議する。

(文部科学委員会)

○教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件

公立小学校1年生の学級編制の標準については、平成23年に改正された義務標準法において、40人から35人に引き下げられたものであり、同法の附則第2項においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校2年生以上の学級編制の標準も順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、本委員会では、全会一致で可決された同法案に対して、政府及び関係者は、同法の施行に当たって、「必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努める」とともに、「義務教育費国庫負担金について、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること」とする附帯決議を全会一致で付した。

去る5月11日、財政制度等審議会財政制度分科会において、義務教育予算について、平成36年度までに約4万2,000人の教職員の合理化が可能であるとの機械的な試算などが示された。同分科会においては、昨年10月にも、公立小学校1年生の学級編制の標準の40人への引上げ等についての提案がなされており、これらの提案は、平成23年の改正法及び同法案に対する本委員会の附帯決議の趣旨に反するものであり、到底容認できない。また、高等教育に関し、国立大学法人は多様な収入源の確保を目指すべきではないかとして、授業料の引上げを示唆する見解も示されている。

教育への投資は「未来への先行投資」であり、その効果は、教育を受けた個

人にとどまらず、社会全体に及び、中長期的にはイノベーションを生みだし、国の成長の原動力となる。教育にどれだけ投資するのかは、国家としての重要な政策上の選択である。

このため、政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、単なる財政面だけではなく、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 児童生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、これからの社会に対応する主体的、協働的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備、教員の指導力向上を図る体制の充実に努めるとともに、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が多忙化しているなどの実態を踏まえ、教職員定数を計画的に改善すること。
 - 二 教職員定数の計画的な改善に当たっては、義務標準法を改正し、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げるなど、平成23年に改正された義務標準法の附則第2項の趣旨の実現を期すべきこと。
 - 三 いじめ対策や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など、社会の変化によって、学校が対応しなければならない現代的な教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
 - 四 義務教育環境の整備に当たっては、財政面からの視点だけでなく、教育現場の声を十分反映させるとともに、実態に即した検討・議論を行うこと。
- 右決議する。

○心理専門職の活用の促進に関する件

今日、心の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、福祉機関、司法・矯正機関、警察、自衛隊、その他企業をはじめとする様々な職場における心理専門職の活用の促進は、喫緊の課題となっている。しかしながら、我が国においては、心理専門職の国家資格がなく、国民が安心して心理的な支援を利用できるようにするため、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要とされてきた。

今般、関係者の長年にわたる努力もあり、「公認心理師」という名称で、他の専門職と連携しながら、心のケアを必要とする者に対して、心理的な支援を行う国家資格を創設する法律案を起草する運びとなったところである。政府は、

公認心理師法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
 - 二 公認心理師が臨床心理学をはじめとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を定めること。
 - 三 公認心理師法の施行については、文部科学省及び厚生労働省は、互いに連携し、十分協議した上で進めること。また、文部科学省及び厚生労働省を除く各省庁は、同法の施行に関し必要な協力を行うこと。
 - 四 受験資格については、同法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えることとなるよう、第2号の省令を定めるとともに、第3号の認定を行うこと。
 - 五 公認心理師が業務を行うに当たり、心理に関する支援を要する者に主治医がある場合に、その指示を受ける義務を規定する同法第42条第2項の運用については、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう省令等を定めることにより運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮すること。
 - 六 同法附則第5条の規定による施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。
- 右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第8号）（修正）	女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めるもの なお、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等の修正を行った。	2/20	8/28
	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	<p>○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院回付修正）</p>	<p>個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講ずるもの</p> <p>なお、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとする等々の修正を行った。</p>	3/10	9/ 3 （参議院回付案に同意）
	<p>○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）</p>	<p>最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずるもの</p>	3/10	6/11
	<p>○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）</p>	<p>内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化するため、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするとともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講ずるもの</p>	3/24	9/ 4
	<p>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）</p>	<p>公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続き国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずるもの</p>	3/24	9/11

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	平成24年度予算で地方交付税の総額に加算し、平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成26年度分の震災復興特別交付税について加算する等の措置を講ずるもの	1/26	2/3
	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引き上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずるもの	2/17	3/31
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	地方交付税の総額の確保に資するため、所得税等に係る地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成27年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長等の措置を講ずるもの	2/17	3/31
	○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出第10号）（参議院回付修正）	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするもの なお、法律案の施行期日等に関する修正を行った。	2/20	4/17 （参議院回付案に同意）

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出第27号）	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立しようとするもの	3/ 3	5/29
	○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするもの	3/31	6/ 5
	○電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）	電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行おうとするもの	4/ 3	5/15
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	日本放送協会の平成27年度予算である。収支予算は、一般勘定事業収支については、事業収入が6,831億円、事業支出が6,769億円、事業収支差金が62億円となっている。 事業運営に当たっては、判断のよりどころとなる公正・公平で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、豊かで質の高い多彩な番組の充実を図ること、日本を世界に、積極的に発信すること、新たな可能性を開く放送・サービスを創造することとし、また、受信料の公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進することとしている。	2/20	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げるもの	2/17	4/24
	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少するもの	2/24	5/15
	○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（修正）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備するもの なお、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする規定を追加する修正を行った。	3/13	6/5
	○矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）	矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講ずるもの	3/24	8/27
	●東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）	東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成30年3月31日まで延長するもの	3/20	3/31

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）（参議院回付修正）	国際情勢の変化等に鑑み、在レオン日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館の新設、在グルジア日本国大使館の在ジョージア日本国大使館への名称変更並びに在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定について定めるもの なお、法律案の施行期日等に関する修正を行った。	2/20	4/14 （参議院回付案に同意）
	○緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（内閣提出第12号）	気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるもの	2/20	5/13
	○経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	モンゴルとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの	3/10	5/15
	○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正し、税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定を追加することについて定めるもの	3/10	5/15
	○東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立すること並びにその運営について定めるもの	3/10	5/15
	○水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるもの	3/10	5/22

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○特許法条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるもの	3/10	6/17
	○商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるもの	3/10	6/17
	○2007年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるもの	3/10	5/15
	○投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	カザフスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/20	9/11
	○投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	ウクライナとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/20	9/11
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	ウルグアイとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/20	9/11
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	カタールとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/20	9/11

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	○社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	ルクセンブルクとの間で、年金制度、医療保険制度等への加入に関する法令の適用調整、年金制度の保険期間の通算等について定めるもの	3/20	9/11
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、法人税の税率引下げ及び欠損金繰越控除制度等の見直し、地方創生に資する投資促進税制の創設、消費税率引上げの施行日の変更、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し等の措置を講ずるもの	2/17	3/31
	○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うもの	2/17	3/31
	○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）附則第2条の規定による検討等に基づき、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し同行の投融資機能を活用するため、所要の措置を講ずるもの	2/20	5/13
	○金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもの	3/24	5/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
文部科学	○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するもの	2/20	5/13
	○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出第15号）	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、両大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定める等特別の措置を講ずるとともに、国务大臣を1名増員（平成33年3月31日まで）するもの	2/20	5/27
	○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第16号）	ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講ずるもの	2/20	5/27
	○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずるもの	3/10	7/ 1
	○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を統合して、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とし、その名称を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」とするもの	3/10	5/19
	○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設するもの	3/17	6/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
文部科学	●独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第12号）	家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者の当該事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とするもの	3/27	3/31
	●公認心理師法案（文部科学委員長提出、衆法第38号）	近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるもの	9/ 2	9/ 9
厚生労働	○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	戦後70周年に当たり、戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を5年ごとに2回支給するもの	2/24	3/31
	○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）	平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、法人の統合、役員数の変更等の措置を講ずるもの	2/24	4/24
	○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）（修正）	医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化、患者申出療養の創設等の措置を講ずるもの なお、協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規定等の施行期日を平成27年4月1日から公布の日に変更する修正を行った。	3/ 3	5/27
	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院回付修正）	特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講ずるもの なお、派遣元管理台帳、派遣可能期間を延長しようとする場合の意見の聴取等、就業条件等の明示及び施行期日に係る修正を行った。	3/13	9/11 （参議院回付案に同意）

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号） （参議院送付）	一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講ずるもの	3/17	9/11
	○医療法の一部を改正する法律案 （内閣提出第68号）	地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずるもの	4/ 3	9/16
	●労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出、衆法第22号）（修正）	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするもの なお、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び責任の程度等に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする等との修正を行った。	5/26	9/ 9
農林水産	○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、地方農政局等の所掌事務に、輸出及び相談に関する事務を追加し、地方農政局等の地域センターを廃止するもの	2/27	5/22
	○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）	農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金について役職員の秘密保持義務に係る規定の整備等を行うもの	3/ 6	9/11
	○競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講ずるもの	3/13	4/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第71号）（修正）	最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について一体的な見直しを行うもの なお、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係者間の徹底した議論を促すことにより、その意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする旨の規定を追加する修正を行った。	4/ 3	8/28
	●山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）	山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成37年3月31日まで延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等により山村振興の方向性をより明確化する等の措置を講ずるもの	3/19	3/31
	●都市農業振興基本法案（参議院提出、参法第5号）	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするもの	4/ 7	4/16
経済産業	○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分することとするほか、一定の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講ずるもの	2/20	5/20
	○電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第29号）	公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）	中小企業者に対する需要の拡大を図ることを通じ、中小企業者の活力を發揮させるため、国等の契約に関し新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の増大を図るための方針を定めることとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための国の支援措置を拡充するほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講ずるもの	3/10	7/ 7
	○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行うもの	3/13	7/ 3
	○不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	営業秘密侵害に対する抑止力の向上及び実効的な民事救済を図るため、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、対象行為の追加、非親告罪化等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設、差止請求権の除斥期間の延長等の措置を講ずるもの	3/13	7/ 3
	○貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社化、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計の廃止、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講ずるもの	3/20	7/10
	○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	中小企業の経営の承継をより円滑化するため、後継者が引き継いだ株式等を関係者の合意により遺留分減殺請求権の対象となる財産から除外等する制度において後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の措置を講ずるもの	3/27	8/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	政府全体で講じている北朝鮮制裁措置の一環として、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じていることについて、承認を求めるもの	2/10	3/31
経済産業	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	政府全体で講じている北朝鮮制裁措置の一環として、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じていることについて、承認を求めるもの	4/14	8/28
国土交通	○水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講ずるもの	2/20	5/13
国土交通	○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講ずるもの	2/20	5/20

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講ずるもの	2/27	6/ 3
	○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講ずるもの	3/13	6/17
	○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）	国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改め、独立行政法人航海訓練所を独立行政法人海技教育機構に統合するとともに、独立行政法人都市再生機構の業務の実施方法の見直し、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずるもの	3/13	6/19
	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出第58号）	社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、国土交通大臣による基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の措置を講ずるもの	3/24	7/ 1
	○航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講ずるもの	7/14	9/ 4

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	<p>●半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号）</p>	<p>最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のために必要な措置を講ずるもの</p>	3/20	3/31
	<p>○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）</p>	<p>平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成27年3月31日に入港禁止の期間を平成29年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるもの</p>	4/14	7/ 3
環境	<p>○水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出第36号）</p>	<p>水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制等の措置を講ずるもの</p>	3/10	6/12
	<p>○大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）</p>	<p>水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度の創設、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者への排出基準の遵守の義務付け等の措置を講ずるもの</p>	3/10	6/12
	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）</p>	<p>非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害発生時における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による処理の代行等の措置について定めるもの</p>	3/24	7/10

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	<p>●琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（環境委員長提出、衆法第35号）</p>	<p>琵琶湖の総合的な保全・再生を図ることが困難な状況にあること及び琵琶湖の保全・再生が我が国における湖沼の保全・再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全・再生に関する基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずるもの</p>	9/ 1	9/16
	<p>●瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第22号）</p>	<p>瀬戸内海の環境保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、府県計画の策定時における協議会の意見聴取等及び基本計画・府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定める等の措置を講ずるもの</p>	8/24	9/25
安全保障	<p>○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出第20号）</p>	<p>現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるもの</p>	2/20	4/22
	<p>○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）</p>	<p>防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるもの</p>	3/ 6	6/10
予算	<p>○平成26年度一般会計補正予算（第1号） ○平成26年度特別会計補正予算（特第1号） ○平成26年度政府関係機関補正予算（機第1号）</p>	<p>「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れや公債金の減額を行うもの この結果、平成26年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも3兆1,180億円増加し、99兆3億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。</p>	1/26	2/ 3

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	<p>○平成27年度一般会計予算 ○平成27年度特別会計予算 ○平成27年度政府関係機関予算</p>	<p>経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、編成したもの 一般会計予算の規模は、96兆3,420億円となっている。 特別会計予算は、14の特別会計について計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について計上している。</p>	2/12	4/ 9
	<p>○平成27年度一般会計暫定予算 ○平成27年度特別会計暫定予算 ○平成27年度政府関係機関暫定予算</p>	<p>平成27年4月1日から4月11日までの期間について編成されたものであり、歳出面において、経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上する一方、歳入面において、税込及びその他収入の収入見込み額を計上する。 一般会計暫定予算は、歳入総額263億円、歳出総額5兆7,593億円であり、歳出超過に係る国庫の資金繰りについては、財務省証券を発行できることとする。 また、特別会計及び政府関係機関の暫定予算について、それぞれ一般会計に準じて編成している。</p>	3/27	3/30
決算行政 監 視	<p>○平成25年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)</p>	<p>一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から平成26年1月7日までの間において決定された使用額は、汚染水対策に必要な経費等6件、計254億円余</p>	1/27	7/ 1
	<p>○平成25年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)</p>	<p>特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成25年12月9日から平成26年3月19日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費2件、計6億円余</p>	1/27	7/ 1

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算行政監視	○平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第20条第1項の規定により、平成25年6月25日から平成25年11月29日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額等1特別会計9件、計68億円余	1/27	7/1
災害対策	○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずるもの	5/29	7/1
	●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長する等の措置を講ずるもの	3/20	3/31
倫理選挙	●公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出、衆法第5号）	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けるもの	3/5	6/17
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）	参議院選挙区選出議員の選挙について、一票の較差を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改め、あわせて2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けること等を行うもの	7/23	7/28
沖縄北方	○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設するもの	2/20	3/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
震災復興	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	福島の復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進のための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講ずるもの	2/17	4/24
地方創生	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずるもの	3/20	6/19
	○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等並びに地域再生土地利用計画の作成及びこれに基づく開発許可の特例等を追加する等の措置を講ずるもの	3/24	6/19
	○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するもの	4/ 3	7/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
平和安全	○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるもの	5/15	9/19
	○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第73号）	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするもの	5/15	9/19

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要
内閣	●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平君外3名提出、衆法第19号） (民主・維新)	重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等について定めるもの
	●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外9名提出、衆法第20号） (自民・維新・次世代)	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの
	●歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外6名提出、衆法第31号） (民主・維新・生活)	国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めるもの
総務	●放送法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外2名提出、衆法第10号） (民主・社民)	国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性・中立性及び会長の適正な職務執行を確保する観点等から、経営委員会の委員の資格及び会長の任命手続の見直し等を行うもの
法務	○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出第30号）	外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるもの
	○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずるもの
	○総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	法的援助を要する者の多様化によりの確に対応するため、日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概 要
法務	○民法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行うもの
	○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第64号）	民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの
外務	○航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	カンボジアとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの
	○航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	ラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの
	○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）	イランとの間で、受刑者移送のための要件、手続等について定めるもの
財務金融	●租税特別措置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第4号） (維新)	公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの
文部科学	●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文君外3名提出、衆法第34号） (民主)	公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の学級編制の標準を改めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	○労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずるもの
農林水産	●農業者戸別所得補償法案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第13号） (民主)	農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの
	●農地・水等共同活動の促進に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第14号） (民主)	農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第15号） (民主)	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第16号） (民主)	環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第32号） (民主)	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外5名提出、衆法第33号） （民主）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
環境	<p>●原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要君外3名提出、衆法第30号） （民主）</p>	<p>原子力災害に関する地域防災計画の実効性を確保するため、その作成に係る内閣総理大臣及び原子力規制委員会との協議等について定めるもの</p>
決算行政 監 視	<p>○平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入107兆7,620億円余、歳出97兆871億円余であり、差引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計412兆5,334億円余、歳出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額54兆1,067億円余、一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円余であり、資金残額は7,597億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,828億円余、支出合計1兆2,158億円余</p>
	<p>○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より2兆4,004億円余増加し、105兆2,547億円余</p>
	<p>○平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より272億円余減少し、1兆169億円余</p>
	<p>○平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入106兆446億円余、歳出100兆1,888億円余であり、差引き剰余は5兆8,557億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計422兆8,505億円余、歳出合計382兆7,169億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額58兆1,085億円余、一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円余であり、資金残額は7,187億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,473億円余、支出合計1兆1,333億円余</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より4,416億円余減少し、104兆8,131億円余
	○平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より93億円余増加し、1兆262億円余
	○平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から平成27年1月14日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等13件、計1,263億円余
	○平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成27年2月6日から平成27年3月24日までの間において決定された使用額は、訟務費の不足を補うために必要な経費等3件、計419億円余
	○平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額は1,000億円であり、平成26年7月1日に決定された国庫債務負担行為額は、提供施設移設整備1件、545億円余
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第2号） （維新）	現在の衆議院議員の任期中、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当の額を3割削減するもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第3号） （維新）	議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の用途を所属議院の議長に報告し、議長は、当該報告に係る文書通信交通滞在費の用途を公開しなければならないとするもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第2号） （維新）	当分の間、議長、副議長及び議員が、歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合について、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととするもの
倫理選挙	●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第1号） （維新）	衆議院議員の定数を336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	●政党助成法を廃止する法律案（穀田恵二君提出、衆法第1号） (共産)	政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止するもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第3号） (維新)	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（穀田恵二君提出、衆法第17号） (共産)	政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第18号） (民主)	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国等から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人による政治活動に関する寄附の制限を強化する等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外6名提出、衆法第23号） (自民・公明・次世代・無)	国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改めること等を行うもの
	●公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第41号） (民主)	選挙人の投票の便宜を図る等のため、選挙の当日における投票区外投票の解禁、期日前投票所の増設等及び開閉時間の弾力化等について定めるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁等について定めるもの

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案(古屋圭司君外5名提出、衆法第24号)(修正) (自民・維新・公明・次世代) 上は題名を「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に修正した。</p>	<p>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持に資するため、これらの施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止する等の措置を講ずるもの なお、危機管理に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるものの庁舎であって当該行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるものを対象施設に追加すること等の修正を行った。</p>
法務	<p>○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(修正)</p>	<p>刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずるもの なお、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度については、合意に当たって事件の関連性の程度を考慮すべきことを明記すること、また、犯罪捜査のための通信傍受については、傍受記録に記録されている通信の当事者に対して通知する事項の追加を行うこと等の修正を行った。</p>
厚生労働	<p>○社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)</p>	<p>社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずるもの</p>
	<p>○確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第70号)</p>	<p>個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第40号)</p>	<p>戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めるもの</p>